

大蔵委員会議録 第五号

昭和四十年十二月二十五日(土曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 天野 公義君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 小山 省二君

理事 砂田 重民君

理事 谷川 和穂君

理事 西岡 武夫君

理事 藤枝 泉介君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺 美智雄君

理事 佐藤 觀次郎君

理事 平岡 忠次郎君

理事 藤田 高敏君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 (主計局長) 岩尾 一君

大蔵事務官 (主計局長) 塩崎 潤君

大蔵事務官 (理財局長) 中尾 博之君

大蔵事務官 (証券局長) 松井 直行君

大蔵事務官 (銀行局長) 佐竹 浩君

委員外の出席者
(農林事務局) 森本 修君
(農林経済局長) 池田 正範君
(農林事務局保 險管理課長) 池田 正範君
専門員 抜井 光三君

本日の会議に付した案件

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第八号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 本日は農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について、さらにこれに付随する農業共済制度全般にわたっての政府側の見解あるいは現状、対策、そういうものについてお尋ねをしてみたいと存じます。

まず最初に、今回繰り入れ金をせざるを得なくなった最大の原因は、低温、台風等による被害に對する補償金の支払い、これが原因だと思ひますが、特に今年の水陸稲の被害状況の結算的数字が出たと思ひますので、どの程度の被害を受けたか、さらに、でき得るならば、それをプロット別に大きく分けた地帯別に御発表願えればありがたいと思ひます。

○森本政府委員 四十年産水稲の被害量でございますが、全国で見ますと約四十三万九千トンというふうになっております。地域別に見ますと、北海道が約六万二千トンということで、ちよつと大きな県を申し上げますと、東北では青森県が約一万一千トン、それから秋田県が約一万四千トン、それから、茨城県、栃木、いずれも一万一千トンないし一万三千トン、それから中部では岐阜県、静岡県あるいは愛知県、それから関西では兵庫県、それから中国では岡山県、こういうふうなところが比較的大きな被害量になっております。

○武藤委員 共済制度があることによつて、被害に對して、それも非常にむづかしいわけでありますが、どの程度の補償率、たとえば本年の例の場合でけつこうであります、全体の被害金額が幾らに對して補償される、充足される率というのは一体どの程度補償されておるか。これは非常に大ざっぱなつかみ方でありますが、その点幾らくらい補償されておりますか。

○森本政府委員 率にして申し上げますと、六三％くらいになると思ひます。

○武藤委員 それは被害金額に對してですね。たとえば水稲の場合七割が被害を受けた、あるいは皆無だった、そういうふうな場合の大体六割といふんですか。それとも全体の被害総額を何百億と見て、それに対する――本年は百五十八億四千四百万円資金を必要としたといふのでありますが、実際の被害総額といふのは一体幾らになりましたか。それに対して何％ぐらいが補償されておるのか。

○森本政府委員 先ほど私の申し上げましたのは、反當にいたしました被害がほとんど皆無であるといふふうな場合には、現在の共済制度の仕組みでは金額で約九〇％、それから収量で約七〇％というふうな形でん補することになっておりますから、それをかけ合わせますと、大体先ほど申し上げましたようになつてん補率になる、こういうことを申し上げたわけでございます。

○武藤委員 いまの共済制度の欠陥の中に、無事戻し制というものをもちと年数を短縮してくれという農民の意向などもあるわけでありますが、無事戻しをするようになってから、まだ一度も、三年経過してないから無事戻ししてないわけですか。どうでしょう。

○池田説明員 低被害地におきましては、いま先生御指摘のように、確かに、特に制度改正前までは無事戻しの機会が非常に少ないということに對する批判が多かつたわけでありまして、そこで、制度改正によりまして比較的被害の地域におきましても無事戻しの機会をよけい与えるという形で改正が行なわれました結果、最近では一部すでに無事戻しの行なわれたつある地域もございます。ただ、いまの制度になりましたものでない低被害地において不満が残りますので、そこで法令の範囲内で今春省令を改正いたしましたので、無事戻しをいたしますものといたします財源の基準をかなり下げまして、そしてやりやすく――非常に簡単に申し上げますと、従来の非常に長かつた地域ではほぼその半分くらいの見当に早まつた、まあそういうふうな措置をいたしております。

○武藤委員 現在の無事戻しをする場合には、三年無被害だったという場合ですか。

○池田説明員 そうでございます。

○武藤委員 そうしてすでに無事戻しをした金額というものは、たとえば前年度でもいいです。いまあなたの持つてゐる一番近い年度の資料で、無事戻しの総額はどの程度になりますか。

○池田説明員 これはそれぞれ末端の組合が実施をいたしておりますので、実は現在私の手元には

総体の額として幾らというところはございせんけれども、農家がかけました掛け金の額の三分の一を返すという形で実施されておるわけでございます。

○武蔵委員 あとで資料で、無事戻しをした地帯が大体わかれば——あまりこまかい市町村別でなくともけっこうですから、ブロック別、あるいは県別でわかれば県別でもけっこうですが、この無事戻しの状況を提出願いたい。それはよろしいかどうか。

○池田説明員 提出をいたします。

○武蔵委員 農自身も農業をやっておりますので特に農業共済には関心を持つ一人なんでありまして、現在七段階に掛け金が分けられておって、どの掛け金額をとつてもいい、これは選択になっておるのでありますが、最高の掛け金をとつた場合に給付される額、皆無の場合、九割の場合、あるいは七割以上でなければだめですか、認定される例を、皆無の場合とそれから最低の被害の場合で、もうかすかすで適用される場合、その場合反当たり幾らになるかをひとつここで例を明らかにしていただきたい。

○森本政府委員 ただいま御指摘がありましたように、現在単位当たり共済金額というのは七段階に区分をされておまして、それぞれ農家が自主的に選択できる、こういうことになっておるわけでございます。一番高いのは、キログラム当たりでいいますと八十円、それ以下大体十円刻みでずっと七段階になっておるわけでありまして、八十円を選びました場合には、反当たり全損の場合には二万五千二百円共済金がもたらえる、こういうことになっております。なお、七十円のとときには二万二千円、以下それにスライドしたような形でてん補額がきまっております、こういう形になっております。

○武蔵委員 キログラム八十円と申しますと、大体標準反収でいくと一反当たりどのくらいの掛け金になりますか。どうもキログラムで言われるとちよつと弱いのですが、一反当たり幾らの掛け金

になりますか。

○森本政府委員 水稻で、ただいまお示しになりました例ですと二百十三円ぐらいになります。

○武蔵委員 次に、少し角度を変えて、これだけの掛け金を全国集めると、大体今日加入しておる人たちの年間の総額は何百億になりますか。

○森本政府委員 三十九年度の農家負担の水稻の掛け金は五十七億九千万円ということになっております。

○武蔵委員 さらに三十九年度の被害により、これに对应して交付された補償金額は幾らぐらいになりますか。

○森本政府委員 それに对应いたします水稻の共済金の支払いは百六十七億八千万円でござい

○武蔵委員 さらに、現在共済組合の事務費、經常費、こういうものに対しては農民から一切賦課金は取っておらぬのかどうか。過去においては賦課金を取って事務費を農民負担をさせておる。こういう点についてわれわれは非常な不満を表明してきたのでありますが、現在は經常費、人件費、事務費、そういうものに対して農民からは一切負担をしておらぬという状況であるかどうか。

○森本政府委員 予算のたてまえといひますか、そういうことでは組合の基幹的な事務費、これにつきましても、国庫負担は、何といひますか、補助というたてまえになっておるわけでございますが、そのほか、組合等でたとえば防除事業をやりますとか、あるいは多少指導的な事業をやるとか、こういった関係の事業もやっておりますので、農家からの事務費、そういう向きについては徴収しておるといふふうな状況でございます。

○武蔵委員 農家から徴収しておる事務費総額といふのは、そこでおわかりですか。

○森本政府委員 三十九年度では、共済組合に対する農家の事務費の賦課金といひますか、そういう形で負担しておりますのは約三十六億円であります。

○武蔵委員 この三十六億円は農民に負担をさせずに、当然これは国家あるいは地方自治体を持つべきだ、こういう議論があります。それに対して農林省担当官としてはどういふ見解をお持ちですか。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、国としては現在組合の事務費の基幹的なものについては全額補助をするということで、大蔵省から予算もつけられておる組合に渡っておるわけでございますが、それ以外に、先ほど申し上げましたようなことで、組合自体として防除事業をやるとかそういうこともございます。

それから、先ほど申しました基幹的な事務費に對して国が全額持つということでありまして、けれども、実情においては若干付帯的な事務費あるいは基幹的な事務費について、もう少し国庫の補助を増してもいいという要望が確かに地方からあることは私も承知しております。そういうふうなことでありますので、毎回予算編成の際におきましては、共済組合に対する事務費はもう少し増額をしてもいいというふうなことで財務当局に對しては折衝いたしております。相当財務当局から御協力をいただいております、こういうふうな実態でございます。

○武蔵委員 森本さん、現在共済制度には共済組合のものと市町村営のもの、二種類ございまして、何れ所くらゐが市町村営で、全体の率は何%くらいになりますか。

○森本政府委員 現在市町村営でやっておりますものは、四十年の四月一日現在で八百七十九、共済事業をやっております市町村と共済組合を含めました末端の組合等といっておりますが、これの全体の数字が三千七百七というところでございます。割合にいたしますと約二五%ということになっております。

○武蔵委員 私こでちよつと疑問に思ふのは、市町村営の場合には事務費その他防除費、そういうようなものを農民からの負担で吸い上げていないで、組合営の場合だけが吸い上げている、そう

いうアンバランスは一体ないかどうか。私どもは従来から、共済制度というものはこの際もう全部市町村営にすべきだ、そうしてできるだけ地方自治体が責任を持って共済事業というものは推進をしていくべきだ、こういう議論を社会党としては長く続けてまいりました。そういう立場から今日二本立てになっておる場合に賦課金の取り扱いがアンバランスになっておらぬかどうか、その辺の実態をひとつ明らかにしてもらいたい。

○森本政府委員 市町村営でやっておりますものも、大部分は市町村では特別会計のような形でそれだけセパレートされた計算でやっております。市町村営でもやはり多くかかる向きは農家から負担をさせているというふうな状況だと承知しております。そういう意味で、組合営でありまして市町村営でありまして、農家に対する事務費の負担はまあ同様な形になっておるのではなからうか、こういうふうな考えております。

○武蔵委員 三十六億円の事務費に対する農民負担が今日課せられておる、これを大蔵省の岩尾主計局長にお尋ねいたしますが、大蔵省としては、農民がそういう程度のものを負担することはやむを得ぬことだ、これは大蔵省としては手当てをする必要はないとお考えになっておるのか。財源が苦しいので三十六億円をとつても大蔵省でめんどろを見るというわけにいかぬのだというのか。どちらの見解に立たれておるわけであり

○岩尾政府委員 共済保険の国庫負担金の問題でございますが、先ほどいろいろお話がございましたように、あらゆる補助金に共通する問題でございますけれども、一般の基幹的な仕事をやるものについては国のほうでめんどろを見る、実際にそれに付随するような、あるいはその団体独自でやりになるような仕事については独自でまかなつていただくというたてまえで、国のほうとしてはいろいろと考へておるわけでございますが、その場合に、基幹的なものをやる経費につきましても、これはそのやつた実績をそのまゝ見るとい

ことではないのでございまして、やはりその仕事をするに必要金額というのを見ていく、そういうふうにいいたしますと、実際に算定をいたします場合には、どうしても基準的なものを想定をいたしまして、その基準的なものに必要金額というものを配分をして、それを一つの方法として仕事をやっていただくというふうなことになるわけでありまして。実際上はそういう基準よりも高い年齢の人をお雇いになるとか、いろいろ実際上の問題では差がございまして、やはり補助をする立場をいたしましてはそういう必要な経費を見たいと思っております。したがって、いろいろ農家負担の問題もございまして、本来基準的におやりになる仕事とあるいは付随的におやりになる仕事と、そういうものをよく判断をいたしまして、特に基準的な仕事については、必要な量は十分見たいというふうに思っておりますけれども、ほかの問題につきましましては、おのずから限度がございまして、その辺よく勘案をしたいと思っております。

○武蔵委員 森本局長にお尋ねいたしますが、そう長くなくていいですが、過去三年間くらいは国の繰り入れた金額、それから実際に補償した金額、過去三年くらいのをずっと一回発表していただけますか。

○森本政府委員 ちょっといまの御質問の趣旨がよくわからないのでございますが……。

○武蔵委員 過去三年か五年でいいですから、共済に対して国から出た金と、実際に農民に補償として出た金、人件費や事務費を除いたものですね。ほんとうの補償金として交付された金額、それを過去三、四年でいいから出していただきたい。

○森本政府委員 ちょっと単年度では資料が手元にないのですが、昭和二十二年から三十九年までの累積の統計がございまして、それによりまして、共済掛け金として全体で千六百二十五億円ということになっております。そのうち、農家が負担をいたしましたのは六百五十三億円ということで、

したがって約千億円足らずは国庫が負担をしており、こういうふうにかつこうになっております。なお、同年度、同期間の支払い再保険金の額は七百三十九億円ということになっております。これは本籍に關するものです。

○武蔵委員 共済制度については、農民とすれば一銭でも安い掛け金で、被害があつたときには最大限もりたい。被害がなければとなく、できるだけ掛け金をした全額に近い金を無事戻しをしてもらいたい。これは農民個々の気持ちで、それを全部満たしてやるなどということはとうてい不可能でありまして、ただいま質問をしてきた幾つかの項目、無事戻しの問題あるいは地帯別に、被害の毎年起り得る地帯、それと非常に被害の少ない地帯とのアンバランス、さらに補償額の反当たり最高は二万五千二百円であるが、最高に入っている人が少ないという地帯の人たちの声、私たちは農村を歩いて、共済制度に対する批判というものがやたらとあるのはまことにまちまちであります。ですから、これを一本にまとめた形できちつと農民の期待にこたえられるように直すということは非常に至難ではありまして、しかし、これをやはり前向きな姿勢で検討し、改善をしていくためには、ひとつの方法としてはやはりこれは全部市町村にすべきではないだろうか、市町村に置いて、自治体の責任においてやるというほうが合理的ではないだろうか、私はこういう感じを持つのでありますが、局長の御見解はいかがでしょう。

○森本政府委員 御指摘がありましたように、共済制度に対しては、被害の比較的多いところからは共済金を多くもらいたいという要望がございまして、被害の比較的例年少ない県では掛け金の負担があるにもかかわらず恩恵がないというふうな話で、少なくとも無事戻しなどの拡充をしてもいいというふうな統一した制度でやっておりますので、確かに昔からそういう非難が——実は非難といえますか、要望といえますか、そういう

ことがあるわけでありまして。私もとしましては、共済制度発足以来何回にもわたりまして、そういう実情に合うように現在まで改正をしております。最も最近の改正は、御承知のように昭和三十一年から実施をいたしておるわけです。たとえば、末端の組合の自主性をもう少し地方の実情に合うように、自主的な運営ができるような形で改正をいたしております。そういう関係から、最近の実情を見ますと、共済制度に対する農家の反応が従来よりは多少はよくなっているというふうな判断をいたしておるわけでありまして。

なお、末端の組合を市町村にいたほうが実情に合うとか、あるいは事業の運営が合理的にいくのではないかと御指摘をございしますが、確かに、たとえば共済組合の経理を明確にするとか、あるいは仕事をきちつとやるとか、そういうふうな面では、市町村に組合よりもすぐれておるといふふうな感じがいたします。しかしながら、また反面、農家に対するサービスといえますか、あるいは民主的な運営といえますか、そういう点からいいますと、やはり組合のほうが農家にしつくりとおるといふふうなことも、実情からいってあるわけでございます。したがって、制度的には、組合でありまして、あるいは市町村でありまして、どちらでもいけるように数年前に改正をいたしております。漸次市町村に移行するものが多くなつてきておる、こういう実情でございしますが、われわれとしましては、ただいま申し上げましたように、まだ一長一短あるというふうな状況でございまして、地方の自主的な判断で、組合にするか、あるいは市町村に移すか、それをきめてもらつて、役所としては画一的に指導するということは避けておる状況でございまして。

○武蔵委員 それから、本年の災害で飯米すら確保できないという農家があつた。私も新潟、秋田方面からたいへん陳情、請願を受けたわけでありまして、農林省はそれに対して飯米確保の方策というものはとったのかどうか。そういうもの

のに対する処置は、災害時において本年はどういうことをおやりになりましたか。それをひとつ明らかにしてください。

○森本政府委員 お尋ねでございますが、ちょっと私、飯米確保のほうの担当の部局ではございせんので、そういうことがありません。おそれとておるのではないかとはいふには思いますが、けれども、担当の局が参りまして御答弁を申し上げるのがいいか、後はまたお答えを申し上げます。

○武蔵委員 そういたしますと、経済局として今年災害時においてとつた対策、それは具体的にどういふものがあつたのかの管轄で行なわれておりますか。

○森本政府委員 保険制度でございまして、それは毎年変わつたことがやれるわけではございせんけれども、御承知のように、災害がありまして共済金の本払いをするには、収穫時に確定的な損害評価をしないと、実はたてまえ上払えないということになっております。しかし、災害があつたので、なるべく早く金をもらいたいといふたようなことで毎年要望もございまして、これも例年のことでございまして、あるいは組合から仮渡しをする、それからそういった資金が不足すれば再保険特別会計から概算払いをするといふふうなことになるのでございまして、本年も春以来相当多数の件につきまして仮払いをやつたりあるいは特別会計から概算払いをしておる、こういう状況でございまして。

ういうようなことで処理をいたしております。

○武蔵委員 概算払いをした金額はどのくらいで、何%くらいに当たりますか。

○森本政府委員 末端の共済組合が先ほど申し上げました仮渡しをいたしましたのは、現在までで約十三億円でございます。

○武蔵委員 それはだいぶ少ないようでありすが、それはどういふ理由なんでしょうかね。飯米確保もできない、全滅だといってたいへん陳情や請願を受けるのでありますが、そういう感じから見ると、十三億円の仮払い、概算払いというのはだいたい額が少ないうような感じなんです、何かそれには特別な――共済金というのはいくらも少ないからそんなものはもたつてもしようがない、だから概算払いももらわぬでおけという農民の心理からでしょうか。それとも手続上煩瑣だといふので、なかなか農民がそういう手続をとらぬのか、どういふところにそういう原因があるのでしょうか。

○森本政府委員 本年度は実は年内に共済金の本払いをしてもらいたいという――仮渡しの要望もございましたけれども、それよりもなお強々年内に本払いをしてもらいたいという要望がございました。例年でありまして、なかなか本払いが年内にはむずかしいわけでありまして、本年度はそういう特殊な事情がございまして、少なくとも北海道、東北、北陸等の早場地帯は年内に本払いをするということで、実は末端ではその手続をいたしております。私どものほうでも損害評価を確定いたしましたして再保険金を渡す、こういうことになっております。そういう関係からあるいは二度手間になるというふうなこともありまして、概算払いが御指摘のようにそう進んでいないというふうなことじゃないかと思ひます。

○武蔵委員 それから麦の問題であります、現在政府は農業基本法をつくる前の年あたりから、どうも裏作というのに対して非常に軽視をする政策をとってきたわけですね。一時は大麦、裸麦を転換すれば反当たり二千二百円の奨励金をやるか

らというふうな法案まで用意して、どうも日本の食糧自給あるいは国内の農業開発あるいは飼料対策、そういうふうな面から考えた際に裏作を軽視するといふこの政策は、私は日本の国家百年の大計を誤る道に通ずるたいへんなことだと、実は個人的には憂えておるものであります、共済関係で麦の加入状況あるいは該当面積、こういうふうなものが年々減つておるのじゃないだろうか、こう考へるのですが、どうでしょうか。ここ五年間くらいの推移、反別による年々減つておる情勢をちよつとお教え願ひたいのでありますが、資料がございましたら明らかにしていただきたい。

○森本政府委員 麦の共済の関係でございますが、五年間というお話でございますが、昭和三十一年を申し上げますと、作付は面積が麦で百五十万町歩、それから三十九年では百五十万町歩、まん中を飛ばして申し上げますが、そういうかつこうになつております。それから共済面積のほうは、三十五年では九十七万町歩、約百万町歩、それから三十九年では約六十五万町歩、こういうことになつております。

○武蔵委員 これは大臣が総理大臣に農業政策の推移を知つてもらうためにたいへん貴重な数字だと思ふのでありますが、国会ニュースの記事によれば、藤井さんは近き将来大臣に、就任するといふことでありますが、ひとつ今後の日本の農業を憂へられる立場から、藤井さん、特に三十五年が百五十万町歩だったのが、三十九年、わずかに四年間に百五十万町歩に減つてしまつた。これはもうたいへんな減り方です。わずかに四年間に三割以上減つてしまつておる。このことが日本の飼料輸入を増大せしめ、外貨をむだに――むだと言つてはちよつと語弊がありますが、かなり多く放出をさしてしまふ、片方では選択的拡大だ、やれ養鶏がいい、養豚がいい、酪農がいいといつて、もうかる農業をやれと奨励するものの、その基礎になる飼料というものはことごとく外国に仰がねばならぬ。こういう情勢のときに、裏作がこんなにも減つていくという傾向は、これは政治家として私は

は憂へべき情勢だと思ふのであります。この裏作をもつとてうまく飼料作物をつくる、あるいはその飼料について政府がある程度政策的な高所から抜本的な政策を考へる、こういう必要が私は今日ほど痛感させられるときはないような気がいたすわけでありまして。いまの数字を見て政務次官、一応政治家として裏作農業についての何か抱負、経緯がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 ただいま農林省のほうから具体的な数字をもつて最近の農作物の生産の推移を聞きまして、たいへん激しい移りかわりにまことに驚いておるわけでございます。いま御指摘の問題につきましましては、やはり主食はできるだけ自給するという体制が政治の基本でなければならぬ。これはただ単に経済的な問題だけでなく、大切な私は政治の姿勢であると思ふのでございませう。ただ、裏作の問題については、麦が非常に減つたといふことについては、私も専門家ではございせんから受け売りでございませうけれども、非常に米は良質で、日本の米にまさるものはない、ところが麦のほうは外国でつくつた輸入の品物は品質がよくて非常に安い、こういう状態でございませう。武蔵委員御案内のごとく、まさに世は開放経済体制、やはりお互いが物を売るかわりに買わなければならぬ、こういうことでありますので、以後世の中はいろいろいろいろ一長一短の動きはございませうけれども、全体的に平和な方向にいかなくればならぬという考えを前提にいたしますと、やはり裏作の利用のしかた、飼料作物を中心とした積極的な体制といふことはぜひ必要だと思ひます。この問題については、現在米審でもいろいろ積極的な意見もあるようございまして、麦作の対策については目下検討をしておるうちに聞いておりますので、いずれ具体的な線が出ましたら、大蔵省としてもこれが積極的な対応に協力しなければならぬ、このように考へております。

○武蔵委員 いま山中農林大臣候補がいないので聞かせようと思つてもちよつと残念であります、私はこの裏作が、なたねにしてもだめ、私た

ちの地帯では日光イチゴをビニールハウスで促成栽培し、ナシ、キウリもやるという都市近郊はそういう方向にある程度は転換できるのであります、東北地方あるいは都会から離れた地帯においては裏作を遊ばしておる。国土有効利用という立場から見てもことにしたい話である。私はそういう点をもう少し農林省が真剣に取組んで、燕麦をつくるわけにいかぬのか、燕麦あるいはマイロをつくるわけにいかぬのか、何か飼料作物を裏作につくるというのをとつと政府が本腰を入れてやるならば、日本の国土利用という面から見てもあるいは国内の飼料をできるだけ自給度を高めていくという立場から見ても有効な施策はあり得ると思ふのです。それを政府は、食糧管理法の中に麦が含まれておるから、麦をどんどんつくられると、どうも国の買入れが多くなり、倉庫に眠らせる、これはたいへんだ、こういうふうなことから裏作を奨励しない。奨励しないどころか、やめた者には奨励金まで出す法律が出たのでありますから、どうも日本の国内飼料自給体制といふものは弱いのではないかと。これは経済局長の管轄じゃないので、飼料関係になるとあなたに聞いてもこれは無理であります、しかしあなたもそういう担当の局長にかわつてくるかも知れぬ、農林次官にならぬとも限らないのですから、農林省におる限り何か裏作に対するあなたの感じですね。これはびちつとしたあなたの責任を問うような答弁を引き出そうなどとは思つておりませんが、農林省という省の中におつて局長の地位にあれば、やはり裏作に対する見解抱負といふものを何か持つておるような気がするのですが、あなたの見解いかがですか。

○森本政府委員 担当ではございせんからお許しをいただきたいと思ひますが、裏作は確かに御指摘のようにすいぶん減つてきております。地域的にもちろん差はございませうけれども、全国的にそういう方向にあることはいふまでもない。その原因は、一つはやはり労働力が農村から都市に相当多量に流出しておるということでありま

す。やはり手間不足ということが裏作を減らしている一番大きな原因ではないか、こういうふうにしており。

それから二番目には、やはり裏作の対象の作物

になっております御指摘のような麦なりあるいはなたねなりというものは従来から必ずしも生産性が高くない。日本の農作物の中でも生産性の低い部類に属してゐる。したがって、先ほど藤井政務次官からもお話がございましたように、外国の農産物に比しますとお生産においては数段の格差がある、こういう状況になっております。そういうところからおそらく裏作が相当減つてきておるといふふうに言えると思ひます。したがって、対策の方向としては、やはり裏作の作物についてできるだけ手間のかわらない、そしてまた収益性の上がるような方向に、技術なり機械化体系なり、そういうものを整備していきまさんと、経済現象としては、なかなか減少を食い止めることができない、こういうふうになると思ひます。

先ほど政務次官からも御答弁がございましたように、麦その他につきまして、何と申しますか、外貨収支の面からいいますと、あるいは国士利用といったような観点からいいますと、このまま放置することはどうか、こういう御意見もございします。農林省もそういうことは痛感いたしております。したがって、いま申しましたような方向で何かもう少し技術的な革新はないか、あるいは機械化の裏作に適したような方法は生み出せないか、そういうことで目下関係部局で検討してゐる、そういう段階でございます。

○武藤委員 担当官でない森本さんとしてはやや九十点の答弁で、内容については私同感ではありませんが、一応この問題は、担当外でありますから議論はやめます。

そこで、麦作についての共済制度の中で、ここ一兩年の間、さつきと同じような立場からの質問ですが、農民の負担と政府が出している補助金と交付された金額、その数字は大抵どういう状況になっておりますか。麦作のほうであります。

○森本政府委員 三十九年度の数字でございますが、麦では農家負担の共済掛け金が約六億圓、それから見返りの支払い共済金が四十三億圓という状況でございます。

○武藤委員 それから、共済に加盟していない作物、たとえば大麻とか、あるいはよくひょう害で栃木県などはやられるのでありますが、ひょう害の場合は全滅になつてしまつてしまつてですね。全く全滅になつてしまつて。これが共済がないために何の手当でもされない、こういうような農作物について、あるいは果樹を最近つくろつてという機運が非常に強くなつておるようであるが、ミカン、リンゴ、こういうものに対して農林省は今後どういう手だてをしていこうと考へてゐるのか、現在練つておる構想、さらにやり得る作物はどういうものなの程度の程度まではやり得るという見通し、そういうものについてはどういふ検討をなされておられますか。

○森本政府委員 新しい共済の対象作物についてどう考へておるかというお話でございますが、私もとしましては、一番優先順位といひますか、そういうふうなことから申しますと、やはり選択的拡大といったようなことで、相当農家のほうで生産の拡大したつた果樹、それから被害の最近の状況からいひますと、果樹が一番緊要な作物ではないか、こういうふうなところから考へておられます。果樹のほうはそういう、状況でございますから昭和三十八年から四十年まで三十九年の計画で実地の調査をいたしております。対象の果樹としましては約六品目ばかり、ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、桃、カキ、そういう六品目について実地の試験調査といたしておりますが、これは主産地二十数県で実施いたしております。一方、そういう実地の調査のほか、何といひますか、共済の制度の組み立てについて、理論的といひますか、そういう点も検討しなければいけませんので、三十九年から果樹と、それから共済の専門家にお集りをい

ただいましてそういう共済の設計理論、そういうったようなことについて実施するとすればどう

いう組み立てがあるかということを検討しておるわけでありまして。われわれの段取りとしましては、四十年までで実地の調査が済みますので、それが大体四十一年の半ばごろ全部の資料がまとまる予定になつております。それから一方また、先ほど申しました専門家による検討も骨格が漸次できつたところという状況でございますので、それぞ

れぞれそういう両面から詰めましたものを集約いたしまして、四十一年度中には果樹共済の制度の組み立ての結論を出していきたい、こういうふうな手順で目下検討をしておるわけでございます。

それから、そのほか主として畑作物につきましまして、先ほど言われましたような地方的な作物もございします。共済制度にのせる可能性があるかどうかということについて、これも数年来実地調査を北海道についてやつております。来年度からは内地について主要な県を対象にしてやりたいということ、目下予算の折衝をいたしております。

そういうものが漸次で上がりますれば、地方的な畑作物についての共済制度の可能性が漸次わかつてくるもの、こういうふうな思つております。

○武藤委員 ぜひ果樹類については早急に結論を出すようにして、共済制度にぜひ組み入れられるような前向きな姿勢で検討をお願いし、さらに大麻や、あるいはいんげんやにやつておるビニールハウスなどでやる早期栽培のトマト、キュウリ、ナス、こういうような場合も、時期的に非常に時期はずれに栽培をするために被害を受ける率が多い、こういう作物についてはどうするか、こういうような点も今後十分実地調査と計画をできるだけすみやかに、しかも実態を十分把握して進められんことを切に要望しておきます。

佐藤先輩が時間の都合でどうしても十二時前に出かねなければならぬというので、私の質問を一通りこれで終わりますが、あとで時間がありませんから、また委員長をお願いしたいと思ひます。

○吉田委員長 佐藤観次郎君

は昭和二十二年に代議士に出たのですが、その当時日本の農業は、御承知のように非常に原始的な農業でありました。まあアメリカでは農業共済制度が非常に普及してございまして、これが非常に有効なものとなつておつたのでありますが、日本では初めての制度でございまして、なかなか共済といつても百姓が非常にいやがった例があるのです。が、このごろはそういう傾向はないのですか。簡単に局長のほうから伺いたいと思ひます。

○森本政府委員 御指摘のように、共済制度は非常にむずかしい面がございまして、制度を実施しましてから数年あるいは十数年かなりいろいろな面で要望なり批判、そういうふうなものがあつたわけでございます。先ほどお答えをいたしましたように、そういう線に沿うように数回の改正をしてまいりました。最近の改正は、先ほど申し上げましたように、昭和三十一年産の水稲から改正制度を実施しており、実施後の状況を見てまいりますと、たとえば共済金額の選択の面におきましては、毎年農家のほうは高いほうの共済金額を選択するというような状況であります。あるいは掛け金の徴収率が制度の改正前よりも相当進捗率が高い、あるいは損害評価についてのトラブルといひますか、そういう事情が前よりも少なくなつておるといふような数点の状況から見ますと、改正前に比べて、改正後の共済制度は、農家から見まして、これは相対的な問題ではあります。比較的好評に迎へられておるのではないかと、こういうふうな思ひます。

○佐藤（観）委員 農業は危険な事業ではないやうで、非常に危険な事業であるといふことは、最近非常に災害が多いのでわかつてきたのであります。昭和二十三年、四年ごろは、どうも掛け金を捨てるやうに農家が思つておつて、なかなか実施がむずかしかったものであります。さて災害になると、農業共済をかけておつたほうがよかつた、かけておつたことにしてももらいたいといふやうに、非常に注文が殺到したことがありますが、現在農林経済局ではいろいろ推進をされておるよ

うだし、いま武蔵委員からも果樹などの共済の問題についても御質問がありました、日本の農業の立場からいえば、こういう制度が非常に大事であつて、いま農業は非常に衰微しております、何といつてもこのままにして捨てておくと農村はたいへんなことになるように、私たち農村の選挙区でありますから心配しておるわけであります。

そこでお聞きしたいのは、農家は、共済のために、結局は損をするより利益があると思ひますが、一体共済金と共済の掛け金と国の補償というもののについてはどんな関係になつておるのか。これは大まかなことですから的確なことはいへませんが、今度御承知のようにこういう法律ができて十六億三千百万円という数字になつておりますから、そういう関係はどんなことになつておりますか、大体の目安をちよつとお伺ひしたいと思います。

○森本政府委員 たとえは昭和三十九年度で申し上げますと、農作物共済、これは水陸稲、麦の關係であります、農家が払ひました掛け金が六十五億円、それから農家が受領した共済金が約三百二十億円、こういうことに相なつております。

○佐藤委員 それからも一つ、日本の農業というものは保護を加えなければなかなか成立しない。それはどういふわけかという、皆さん御承知のように、米価というものは消費者の關係で非常に低く押えられておる。いま統制があるのは米と、それから御承知のように自動車に制限があります、それ以外ほとんど統制をはずしておるわけですが、そういう農業の不均衡のために、農民は——私らのほうには名古屋の郊外の選挙区でありまして非常に農業の進んだところでありましてけれども、ここ数年間はとんど裏作はやらぬ。これはいろいろ農民に話を聞いてみると、一番収益のあがつておる米でも、金額からいへば、ほかのものに比較すると非常に少ない。名古屋のほうに働きのいけば一日千五百円になる。これは米に換算したならばたいへんなことになるわけでありまして、そういう立場から、私は農業共済という

ことは非常に大事なことであるし、これをもつと推進する必要がある、こういうふうな思ひのうで、森本さんはどのようにお考えになつておられるか、あなたの立場としてどんな御感想を持っておられますかお伺ひしたい。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、制度を改正いたしましたからまだ一年ちよつとという状況でございます。もちろん、先ほど来御指摘がございますように、共済制度についても従来からいろいろ問題がございます。また改正をいたしました後でも、実情に合うようにいろいろなとるべき措置はしていかなければならぬというふうに思ひます。ただ、われわれとしては、改正直後のことでもございまして、もう少し改正制度の実施状況を見ていきまして、もちろんその途中におきましても検討は加えていくわけでございますが、それらの状況を見ながら、また実態との關係でいろいろの問題がございまして、改正について検討していくというふうなことは今後いたしていききたいと思ひます。

○佐藤委員 最近農林省の指導で農民も災害というところについてだいぶ関心を持つてきましたけれども、将来ひとつ、こういうふうな農業というものは危険な事業であるということを認識されて、もつと共済の拡充をはかれるように私は期待いたしまして、簡単にございまして、質問を終ります。

○吉田委員長 有馬輝武君。

○有馬委員 森本さんにお尋ねをいたしますが、先ほど武蔵委員から質問のありました無事戻し制度についてであります。この点については農民の多年の要望でありましたが、私、武蔵委員が質問したときにちよつと席をはずしておりましたので、答へる点があるかもしませんが、その点は御容赦いただきたいと思ひますが、制度が確立されてからこの件の適用がどうなつておるか、これを御聞かせをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど武蔵先生のお尋ねもございしましたが、ちよつといふ手元に無事戻しの金額

の実績の資料がないものでございすから……。ただ、従来から無事戻しについていろいろの御意見がございまして、無事故地帯あるいは被害の少ない地帯では掛け金をかけてもなかなか恩恵がないというふうなことで、前回の改正で無事戻しの制度について修正をいたしました、従来でありまして、三年間無事故である場合に三年間の掛け金の六分の一を払い戻す、こういうことになつておつたわけですが、それを三分一払い戻すことができるといふふうなことで、そういう要望にこたえるように制度は改正をいたしておるのでございます。

○有馬委員 課長のほうからいいですが、資料がなくてもいいですから、おおよそのあれがわかりませんか。

○池田説明員 いま局長のほうからお話し申し上げますように、実際に無事戻しをいたしました数字が手元にございせんので、これはあとで武蔵先生はもうあわせて資料を差し上げたといふと思ひますが、現にどのくらい無事戻しのための積み立て金を積んでおるかという数字がございまして、それを申し上げます。全国合わせまして、無事戻しのための積み立て金が約九億円ございまして、平均いたしますと、一組合大体二十三万円見当でございまして。

○有馬委員 次に御尋ねをいたしたいことは、これは農民の間で、掛け金だけに、賦課金を検討せよといふことが長い間言われておるわけですが、これについて農林省で検討されている経緯について御聞かせをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど同様なお尋ねがございましてお答えを申し上げたわけでございますが、組合などの事務費につきましては、たてまえては基幹的な事務費の全額を国が補助する、こういうことになつておるわけでございますが、実情から申しますと、いろいろな単価の計算その他がございまして、基幹的な事務費についても、結果的には必ずしも全額というふうなことになつていない場合もございまして。それから、先ほど申し

上げましたが、付帯的な事務費がございまして、組合等で損害防止その他の事業もやつております。そういう關係は農家負担ということになつております。御指摘のように、そういう面から、農家が掛け金のほかに事務費についても負担するのはたいへん負担が過重であるといふふうなことも言われております。われわれとしては、たてまえてはたてまえてございすけれども、できるだけ基幹事務費につきまして、先ほど言ひましたたてまえて結果のギャップを埋めるように国庫からの補助金について増額をしていただきたいということ、財政当局とも毎年折衝をいたしておるわけでございます。

○有馬委員 それでは、これは局長も御承知のように、やはり機構の面というよりも、事務人件費をどのように見るといふところに根本的な問題があると思ひます。農民の間では、われわれの掛け金、賦課金である職員を養つておるのだという意識があつて、共済の職員は非常に仕事にしろく面があるわけですが、これは皆さん方御承知のとおりです。ですから、一歩でもこの農民の率直な感情といふものにこたえる、そういう方途を考慮していくべきだと思ひます、その点について、局長どうお考えですか。

○森本政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨がよくのみ込めない点もございまして、いづれにしましても、先ほど来御指摘がございすように、農家が共済組合の事務費についても負担をしておる、それがかなり高いといふふうな点がございまして。そういうことにつきましては、できるだけ予算折衝の過程等で改善をはかつていきたい、こういうふうな繰返しになります。先ほど申し上げました。

○有馬委員 次に御尋ねをしたいと思ひますことは、共済の対象を広げようといふ要望が強くあるわけですが、主幹作物といひましても、日本のような南北に長い国におきましては、農作物に対する概念といひますか、その地域地域によつて支柱が違つておるわけでありまして、ですから、やはりその地域におきましては、これも共済の対象に入れてほし

し上げましたが、付帯的な事務費がございまして、組合等で損害防止その他の事業もやつております。そういう關係は農家負担ということになつております。御指摘のように、そういう面から、農家が掛け金のほかに事務費についても負担するのはたいへん負担が過重であるといふふうなことも言われております。われわれとしては、たてまえてはたてまえてございすけれども、できるだけ基幹事務費につきまして、先ほど言ひましたたてまえて結果のギャップを埋めるように国庫からの補助金について増額をしていただきたいということ、財政当局とも毎年折衝をいたしておるわけでございます。

い、極端に言うならば、米なんかどうでもいい、麦なんかどうでもいいという議論があるわけですが。この日本農業の地域性というのに対して、共済の面からどのように考えておられるか、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 現在共済制度で取り上げております対象作物は、御承知のように、米麦、家畜、蚕繭といったようなことで、大体全国で普遍的に作付をされたりあるいは飼育をされておるといふようなものを対象にしておるわけでございます。これは何といひましても、一つは共済制度でもって災害対策をやるといふうな技術的な手段からくる一つの制約という面があると思ひます。といひますのは、何といひましても全国的にある程度危険を分散するといったようなことが、共済制度の一つの眼目といひますか、目標、そういうふうなところになっております。そういう点からいひましても、従来から対象作物が相当制約をされておるといふ関係になっております。ところが、御承知のように、漸次農村なりあるいは農作物の実態の変化がございまして、たとえば果樹でありますとか、あるいは畑作の中でも相当普遍的につくられているといったようなものについては、今後共済制度の対象にしていくことは十分検討の可能性があらうと思ひます。ただ、さつぱらんにいひますと、一地方といひますかあるいは一県といひたような作物を現在のような共済制度の対象にしていくことについては、相当技術的に困難があるのじやないかというふうには思ひます。現在それをカバーするために、任意共済事業というのが共済組合連合会単位でやれることになっております。しかし、やりました数例を見ますと、やはり先ほど申し上げましたようなちよつと無理がございまして、一県でどかつと災害があるといひたようなときには、なかなか立ち上がりにくいといひたような関係になっております。そういう点からいひまして、地方的作物を共済制度にどう取り入れていくかということは、将来技術的にもあるいは実態面でも相当慎重な検討を要するもの、こ

ういうふうな思ひております。

○有馬委員 プロパーのものでなければなかなかやりにくい、技術的に困難な面があるといふことはわかるわけですが。その前提でもって私はお尋ねをいたしておるわけですが。政務次官にお尋ねをいたしますが、たとえばあなたの方の桃なんかだつて、これはたつとやられると、ことしの青森のリンゴみたいな形になるわけですが。ですから、やはり果樹を対象に入れろとか、なたねを対象に入れろとか、これはもう農民の熾烈な要望だと思ひますが、政務次官の政治的な判断をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 果樹に対してどう共済制度を結びつけるかという問題については、かねがね関係農民からの熱心な陳情を私も聞いておりますし、私の地域も果樹地帯でございます。ただ、いろいろ技術的に非常に簡単ではないといふことで、農林省あたりで研究をされてくれといふことで、すでにそういう段階から二、三年たつておるうちに私も承知いたしておるもので、具体的に農林省のほうから案が出されましたら、ひとつできるだけ早い機会に共済制度にのせていくといふことで、できるだけ努力をいたしたい、このように考へております。

○有馬委員 森本さん、いま政務次官からもお答えありましたように、これは農民の長い間の強い希望なんです。それについて、これは何年たつても、技術的に困難でありますから検討をいたしますが、といふことだけに終わつておるのです。それで、具体的に農林省としてその困難な面を摘出して、そのためにはどういふ手当てをすべきか、こういう点についてはすでに結論が出ておると思ひます。そういう点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど武藤先生にお答えを申し上げて、多少重複すると思ひましてことは少なくいたしたわけですが、果樹につきましては、昭和三十八年度から四十年まで、二十数県、それから六種目にわたつて実地の調査をして

おりまして、それが大体四十一年度の半ばごろ実地調査の結果がまとまる、こういう段階になっております。それは実地の被害の率とかそういうものをずつと調べておるわけでございますが、一方、共済にのせるとすれば一体どういふ形であるのかといふことを積極的に検討しなければならぬといふことで、昭和三十九年度から四十年にかけて、共済の専門家と果樹の専門家に集まりをいただいて、そういう面から共済制度の組み立てを現在研究をいたしております。中間的には、大体共済制度の骨子といひますか、そういうふうなものが最近まとまりまして、その専門家から報告をいただいております。私ももしましては、四十一年度に先ほど申し上げましたような実地調査の結果が出てまいりますので、それによつて、いま言ひました骨子に肉づけをいたしまして、共済制度を急速にやつてまいるための制度の仕上げを四十一年度中にはいたしたい、こういうふうな大体的な進捗状況でございます。

○有馬委員 ところで、そういう形で、果樹をはじめとして、私は相当広げべきだと思ひますが、ありますが、考えられる対象といふもの、農林省で検討しておられる種類についてこの際お聞かせをおきいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げたのですが、果樹の対象として考へておりますのは、現在かんきつ、それからリンゴ、ナシ、ブドウ、桃、カキ、その六種目について現在実地の調査をいたしております。もちろん、実地の調査の結果によりまして、あるいはその種目の中から一部は共済制度をすぐ実施するのはむずかしいといひたようなものも出てくるかと思ひます。しかし、大体現在の見当では五種目ぐらひは共済制度にのせ得るのじやないか、こういうふうな見通しを持っております。

○有馬委員 果樹以外はどうですか。

○森本政府委員 畑作につきましては、果樹よりも多少作物がマイナーなものになるものもござい

申し上げましたように、まだ見通しを立てにくい段階でございますが、現在まで、あるいは将来調査をいたしたいと思ひておりますのは、バレイショ、それから豆類、てん菜、ハッカ、除虫菊、なたね、亜麻等でございます。

○有馬委員 いまおあげになりましたような、たとえばなたねその他について、これは果樹と同じようなテンポで私は相当急いでもらいたいと思ひます。で、これは共済制度がどう運営できるかといふことを先に考えると、いまあげられたような対象を入れていくことはなかなか困難だと思ひます。やはり共済制度の備荒貯蓄という根本精神に立ち返つて、そしてその立場からこれを克服していくという方途をとつてもらいたいと思ひます。そうしないとなかなか問題は解決しないと思ひます。特に農業基本法で選択の拡大といふことを言つて、現在までの農業の形態といふものを農林省としてもこれは変えていく、省力栽培その他、とにかくあらゆる手を尽くして農業経済というものを前向きに考へていく中で、私は共済制度の問題をいま申し上げるような角度で検討していくことが、大きな助けになると思ひます。そうしなければ、たとえば私のところなんかでは、台風が強いサツマイモに永久にたよらざるを得ない、こういうことになって、基本法で言ふところの選択の拡大なんというものは、ただから念仏に終わつてしまふ、こういう結果を招来しておるのが現実の姿だと思ひます。そこら辺について、いま一度農林省としての基本的な態度についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 御指摘のとおり、地方的な作物につきましても、それぞれの地方で選択的に拡大をしていかなければならぬといひたようなものも多数あることは承知いたしております。そういう際に、共済制度の果たす役割も相当重要であるといふことも御指摘のとおりでございます。したが

が、いま申し上げたものについては、先ほど申し上げたように、そういうものを技術的にもあるいは実態面でも相当慎重な検討を要するもの、こ

いは実地にも検討しておる段階でございます。ただ、御指摘にもございましたように、従来のような共済制度をそのまま適用するという事になりますと、相当困難があります。あるいは備荒貯蓄を加味するとか、そういうような方法を検討すれば、あるいはもつと変わった形で実現する可能性もあるのではないか、そういうことも十分御指摘のとおりあると思います。われわれとしましては、そういう線に沿ってできるだけ実地調査を進めまして、その可能性について検討したい、こういうふうに思っております。

○有馬委員 賦課金の問題と関連いたしまして、共済の職員の待遇というよりも、身分について検討すべき時期にきておるんじゃないか。ざつとばらんに申し上げると、農林省でかかえない、人件費も見えない、事務費も見えないということをお願いしたいのですが、この点についての困難性はどこにありますか。

○森本政府委員 各県で共済制度といいますが、農作物の保険をやっております仕組みはいろいろございます。ある県では、いわゆる公社制度といったようなことでやっておりますところもあります。ある県では株式会社を保障をするといったような県もございまして、いろいろその土地といたしまして、国々の事情で共済制度をやる仕組みもそれぞれ特色があるようでございます。日本のほうは充足以来一つの農家の共済、それに対して国が災害補償的な見地から相当重要な役割をする、こういうふうなことでやっております。漸次国が事務費なりあるいは掛け金に対する国庫負担なりあるいは支払いの面なりということで国の財政援助を強化しつつ今日までできておるのであります。私どもとしましては、一筆にそういう公社制度といったようなことにいたしますと、各県の事情を見ましても、それぞれ一長一短がございます。そういうことでございますから、現在のところでは、従来の基本線に沿って、国の援助についてもできるだけ財政当局にお願いをしながら援助をしていくというふうな線で当面は対処していく

たらどうか、こういうふうに考えております。

○有馬委員 その国庫補助なり何なりを検討することによつて、私がまあ非常に荒っぽい議論をした、その線に近づけていくということですか。

○森本政府委員 大体御趣旨に近いかと思いますが、ただ、国がまるがかえ、あるいは共済の職員を公務員にするとか、あるいは仕組みを公社制にするとかいったようなところまではちょっといきにくいわけでございますけれども、実質的には漸次国の負担を増加していくというふうなことで災害対策の強化につとめたい、こういうことで考えていきたいと思ひます。

○有馬委員 いま共済の職員の平均ペースはどの程度になっておりますか。

○池田説明員 ただいまの実績は、諸手当等を含みまして、共済組合におきまして二万四千二百五十六円、それから組合連合会の段階におきまして、現実に三万六千三百三十九円が支払われております。しかしながら予算の準備といたしましては、共済組合の段階では一万八千九百三十四円、それから連合会の段階では二万一千二百二十四円というようになっております。したがしまして、事務費全体としての実負担額が、組合の段階では約七〇％、それから連合会の段階では約五〇％弱というところが実情でございます。

○有馬委員 いま家族構成なり、年齢についてお話がございせんけれども、あなた方御承知のように、末端の共済事務所に行つてみますと、男子で五十歳前後の人が非常に多いと私は思うのです。それが二万円以下で生活できるかどうか。これは常識的に考えて、少し世間離れがしておるのではないかと思ふのです。私はこのこと自体を論議しようとするのじゃなくて、こういう現実を踏まえて、先ほど申し上げたような点について前向きに検討しなければ、人的な面からも共済制度それ自体に一つの危機を招来するのではないかと、このように考えるわけです。このことが一つ、それから、私は現在の評価制度についてもいろいろ問題点があるんじゃないかと思ふのです。

これをどのように前進させるか、これについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 農作物の損害評価は、御承知のようになかなかむずかしい面がございます。共済制度の運営の中で問題の多い項目ということに、御承知のようになっておるわけでございます。漸次これらの面も整備はしてきておるつもりでございます。たとえば連合会の評価の段階ではそれぞれ坪刈りを実際にやる。検見だけではなしに、そういうふうな形をとつていくとか、損害評価に対する機具等についても国から補助をいたしまして漸次整備をしつとある、こういうことでございす。最近の状況を見ますと、いままでは国の統計調査の結果の数字と、組合なり連合会が評価をいたしました数字とが従来は相当かけ離れておりまして、それぞれ認定するときにかなり問題が多かつたわけでございますが、それらの開きぐあい、この二、三年の数字を見てまいりますと、漸次接近をきておるというふうなことで、末端における損害評価のやり方の整備とともに、そういった面も漸次解決をされていくのではないかと、こういうふうに考えておるわけでありす。

○有馬委員 時間もあれでありますので、これを最後にいたしますが、一つには、私は実取高の把握といひますか、これについて現在の制度に一つの欠陥があるのじゃないか。やはり強権供出時代の意識というものが農民の間にあつてはならないはずなのに、あるということも一つの障害になつておると思ひますが、そのほかにもいろいろ私は問題点が残つておるような感じがいたしますので、この点についてひとつ検討をお願いしたい、これが一つの希望であります。

それと評価員についての手当、これも浮き世離れがしてございますね。ここで数字をあげなくても、とにかく忙し中をさいてその仕事に従事するといふていものでもないことはきわめて明らかであります。やはりこういう一つ一つの面を少しずつでも前進させる形に持つていかないと、この共済制度それ自体が根幹からゆらいでくるのじゃないか、崩壊してくるのじゃないか。私はこのような懸念を多年抱き続けておるわけです。もちろん無事戻し制度なり何なりについて前向きに解決された面もあります。それと同時に、いま私が指摘いたしましたような点について、相当突っ込んだ、しかも急ぐ姿勢というものがなければ、私は問題は解決しないと思ひますので、いまあげましたような点について、少なくとも来年度の予算編成の際、予算審議の際には、こういった面が具体的に検討されたそのあとを予算の分科会その他において明らかにしていただきますことをこの際要望いたします、私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十一分休憩

午後一時十三分開議

○金子(一)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員 この前、私の質疑の途中で終わりましたので、また初めから繰り返すのもどうかと思ひますが、多少中途はんばになります。前段を抜きにして、この前のことから質問を続けてまいります。

前回は、いわゆる現在出されておるこの財特法二千五百九十億円というものに関する限り、税収不足から出てきたものであるからこれは赤字である、こういうお答えまでいただいた。しかし、明年度以降出てくる七千億とか八千億とかいろいろ言われておりますが、この公債については建設公債だ、こういうふうにお答えになりました。そこで、私は、本年の公債が赤字でありながら、明年度以降のものは建設公債である、こういうふうな面と割り切るのとはおかしいのではないかと、こういうお話を申し上げたわけでございます。そこで、私があのときに質問をいたしましたように、自民党でございますから、社会主義経済に

まで追跡とか、下水とか、住宅とか、そういう建設費日に属しておつたものは、いままでの予算のなかからはとんどというか、全部取り除いて、そういうものは別個に建設公債でまかなう、通常予算というのとはとんど一般経常費だけ、こういう形の編成方針をされるわけです。そうすると、私が一番最初にお尋ねしましたように——お答えにはならなかつたけれども、いままでの予算編成方針とは、その意味では抜本的にこれは異なつてくる、こういう編成方針だと思ふのですが、そういうふうな編成方針をおとりになる、こういうことになるわけですか。

○福田越 國務大臣　資本的支出の幅というのは相当大きいと思うのです。これが公債発行の上限になるわけですね。それとイコールじゃないわけです。公債発行額をきめるめどといたしましては、さらに公債の民間消化能力というものを考えまして、もし消化能力が公債発行、資本的支出の総額に足らぬということであれば、それは低くせざるを得ないわけにあります。そういうふうに考えますので、建設的な、資本的投資額と公債発行

都は一致するわけじゃない。公債発行額は常に建設的投資のより内輸な額になるというふうにお考え願いたい。

○只松委員　そういたしますと、各省あるいは地方自治団体に具体的に予算がおりていく、執行されていくという場合に、どうやってこれは建設公債である、これは一般予算である、こういうふうに分けていくことができるか、あるいはそういうことを可能だと思ひになつておるか。

さつきから言うように、建設公債というのは四條のワタの中にはまつておつて、項目をあけてこうやつていくんだ。これはまあ話としてはわかりますよ。そうすると、具体的に各省や地方自治団体におりていく場合にはいままでの予算編成方針と大きく異なってくるが、そういう予算の使い方、をなさるといふならば、相当明確な指示なり使ひ方をなさるのですか。私は、多少の名目ワタといふようなことはあるかもしれないけれども、実

際上使用していく場合にはほとんど変わらない、
こういうことになるんじゃないかと思ひます。何
か明年度から特別の予算執行上の特例の法令を設
けたり執行の方法を考える、こういうことまでお
考えでありますか。

○福田(起)国務大臣 執行段階では何も特別のこ
とを考えておりません。予算編成段階におきまし
て発行される公債がはたして資本的支出の内輪で
あるかどうかということがはつきり国会でおわか
りになるような書類を提出いたしまして御審議を
願う、こういう考えであります。

○只松委員 時間がありませんから話を進めてい
きますけれども、本年度のものは赤字である。明
年度以降は具体的に建設公債であるから赤字で
はない、こういうふうにおっしゃっておりますけれ
ども、私は、明年度以降も赤字であると思ひます。
た、本年度の二千五百九十億円というこの赤字公
債は来年度にも若干引き続いて残っていく、こう
いうことも実際上の問題として——これは予算の
編成上はそうじゃないですが、実際上の問題とし
て考えられる。来年度以降税収不足に基づく赤字
公債を出すということになる。これはあとで問題
にいたしますけれども、きょうは時間がありませ
んから問題といたしませんけれども、そういうふ
うに具体的に税収不足による赤字公債である場合
には、これは参議院でも木村さんが多少議論に
なつたことだと思ひますし、またいまからなるか
と思ひますが、明らかに財政法四条の違反、財政
法四条の問題が出てくる。特にいま具体的な執行
面についてもちょっとあれいたしたけれども、
も、具体的執行の場合にはその区別するものはない、
い、こういうお答えであります。さらにきのう参
考人がおいでになりました、これは本来なら公聴
会を開くべきところですが、参考人でお見えに
なりました。そのときにお尋ねをいたしました
が、建設公債と赤字公債は区別がなかなかわかり
ませんと舟山さんなんか率直にお答えになりました。
私も具体的にそのことは存じません、こうお
答へになつておる。いわば参考人に出てくるほど

の日本の金融界の中核にある人々、こういう人々
が、やはり建設公債と赤字公債というものの区別
がさだかでない、こういうことを言っておられる
わけですね。そういう点を考え合わせますと、私
は、本年度が赤字公債であり明年度以降は建設公
債である、こういうふうにも明確に割り切ること、
規定することはなかなか困難だと思ひます。あくま
で、やはり大臣は、明年度以降は建設公債であ
る、いま申しますように、明年度以降税収不足に
基づく赤字公債というものが実際上出てきても、
それは財政法四条の違反ではない、こういうふう
にお考えになりますか。

○福田(起)国務大臣 あくまでも来年度は財政法
第四条に基づく公債であります。これはそれと寸
分たがわざるような公債の形をとる考えでありま
す。

○只松委員 それは赤字公債が含まれていない、
赤字部分が含まれていないという意味において四
条違反ではない、四条の範囲内だ、私が言うよう
に建設費は七千億円もなく、それに満たない。
国家予算を全部合わせて七千七億円の公債が出たとい
うときは、これは明確に四条違反の問題になり
ます。赤字公債の問題になつてまいります。その
ときは当然に四条違反である、こういうふうに大
臣もお考えになりますか。

○福田(起)国務大臣 ちょっとよくわからなかつ
たのもう一度願ひます。

○只松委員 七千億円、明年度公債を発行すると
仮定をいたします。しかし、建設費関係予算は全
部洗いざらいしても六千八百億円しかなかったと
いうときには、たとえば二百億円の赤字公債と目
されるものが出てくる。まして七千五百億円なり
八千億円という公債が発行されるならば、六千八
百億円が建設費だといひますと、当然にそこに
赤字公債というものが見込まれてくる。それは四
条違反ではないか、こういうことを言っておるの
であります。

○福田(起)国務大臣 それは四条違反でございま

す。

○只松委員 いまもしそういう事態になれば明ら
かに四条違反、こういうことでございませう。私は
その問題はその程度にして、次に話を進めたい。
この建設公債とともに、歯ごめのいま一つの重
要な問題は市中公募である、こういうことが言わ
れておるわけでありませう。そのほかにもいろいろ
あるわけでございますが、その市中公募というこ
とは、いま金融機関のシンジケートをつくつて御
相談になつて、ことしの分は大体めどがついてお
る。来年度以降、特に明後年にはたいへん問題に
なるというところがうわさされておる、喧伝されて
おります。私たちが実際にそのことを心配いたし
ておる。ところが、その一つの問題として、個人
消化という問題がここに出てくる。金融機関だけ
ですと、これはあとで聞きますが、金利の問題と
関連をいたしまして、日銀から安い金利で借り出
して六分五厘、実際上七分に近い金利になります
と、日銀肩がわりというものが当然出てまいりま
す。現に、ある証券会社あたりでは、一応われわ
れが引き受けるけれども、実際は一年たてば日銀
がこれを肩がわりしてくれるんだ、こういうこと
がすでに言われております。当然に私は日銀の肩
がわりという問題が出てくると思ひます。それが
、あとでまたお聞きいたしますが、市中公募の
場合には、個人消化ということになれば、当然
に公社債市場等の問題も出てくると思ひますが、
そういう点についてお答えをいただきたいと思ひ
ます。

○福田(起)国務大臣 なるべく市中消化の慣行を
広めていきたい、こういうふうにいふ考えており
ます。初めのうちはなかなかむずかしいだろうと
思ひます。今度のたしか二千五百九十億円にい
たしまして、その半額くらいを市中で消化す
る、その市中消化の千三百億円くらいの中の一割
くらいは民間消化ができそうだと、こういうふう
に言われておるのですが、さあそれが七千億円だ
というふうな巨額になつた場合に、その一割である

七百億円がうまく消化できるかどうか、こういう
ことにつきましても、よほどこれは努力をしなけ
ればならぬと思ひます。しかし、これはどうし
てもその努力に努力を積み上げて、これが一割か
ら一割五分に、二割、三割となるようにして、国
民みんなが公債に関心を持つていただくというふ
うにしていきたい、こういうふうにお考えになり
ます。そういうふうな見地から、まずさしあたり
今回発行する昭和四十年公債につきましても、市
中消化額の一割見当を証券会社が引き受けること
にいたしました。そして証券会社の窓口を通じて
一般民間に流すというふうにお考えになるわけであ
ります。そういうことを考えます場合には、証券
市場に公社債市場というものができることが必要
である、こういうふうにお考えになるわけでありま
す。今日まで政保債は政府関係としては出てお
るわけでありませう、それが少しなれた段階になりま
したらば、これを市場に上場する、こういうことを
考えたいと思つております。それが大体熟した時
期、来年度の春以降になりましようか、国債につ
きましても気配交換を行ない、さらにその様子を見
てこれを市場に上場するといふ手順を踏んで、国
債に流動性、交換性を与えていきたい、かような
準備をいたしておるわけでございます。

○岩尾政府委員 先ほどの大臣の御答弁によつ
と補足して説明させていただきます。
先ほど先生の御質問で、公債を七千億円出し
て、そして建設財源というものが六千四百億円
というふうな場合に、あと絶対に発行することは
ないかというふうにお尋ねになりました。これに
対しまして、大臣は、そういうことはいたしませ
んというふうにお答えになりましたけれども、財
政法四条には、公共事業以外の出資、貸し付け金
も建設公債の財源として充當し得るといふ規定が
ございませうから、実際はそういうものに充當する
場合もあり得るわけでございます。そういうもの
を含めて、大臣は、建設財源というものは全体
で六千四百億円の場合にはあり得るといふふうに

○只松委員 一般的な市中公募でなくて、私の

言っているのは個人消化——店頭等を通して、証券会社等を通してというお話もありましたけれども、これは間接的と申しますか、そう一般的ではないと思います。一般的でない意味での個人消化というものは明年度からおやりになりますか。

○福田(赴)國務大臣　今年度といえども、証券会社が約一割くらい引き受けますから、その引き受けた一割を一般大衆に売るということが好ましいと思つております。

○只松委員 本年度証券会社を通して一割ということですが、諸外国、たとえばフランスでは約三〇％であるとかいろいろあるわけですが、明年度は日本は大体何％ぐらいがいまの経済

情勢あるいは諸般の公債発行上その他から好ましいとお考えになつておりますか。

○福田(趙)國務大臣　かりに七千億円くらいな規模とした場合に、一体どのくらい民間消化ができるだろうかということにつきましては、まだ最終的な結論を得ておりません。おりませんけれど

も、証券会社なんかの見方では、一割はこなせません、こういうことを言っているのです。それから証券会社でないほうの見方では、まあ五分くらいかな、こういうようなことも言っておるのであり

まして、その辺、もう少し見当をつけて最終的な結論を得たいと思うのですが、いずれにいたしましても、それは来年の三月ごろに大体見当をつけるということになろうかと思えます。

○只松委員 次に、金利の問題について若干お尋ねいたします。

わけです。金利というものはどうしてきめられるものであるか、こういうふうにお伺いしたところが、大蔵省と私たちのほうで御相談をしてというお話があったのです。金利というものは、

公債の金利でございますが、どうやって最終的にきめられるものか。大臣の認可があればそれまでですが、実際上具体的にどういうふうにきめられ

が高いか安いかわかることの絶対論的なものはないかと思いますが、たとえば日経という日本の経

済を主として論じておる新聞の論議を見ましても、いま言われておるその程度のことを想定しておるわけでございますけれども、高いではないか。日銀の貸し出しが日歩一銭六厘で、これが五・八四%になるということからするならば、結

局この公債を買うだけで金融機関というものは相
当の利ざやをかせいでいけるのではないか、こう
いうことを強く言っております。金利は高過ぎ
る、もつと金利は低くすべきである、こういうこ

とを言っております。いま言いますように絶対論的なものはございませんから、これも一つの相対的な議論だと思いますが、これは経済界の全般的なものを経済論というものが代表した議論ではない

か。ほかの新聞にもそういうものがときどき見受けられますけれども、大臣としては一般的に金融

機関に迎合し過ぎた金利ではないか、あるいは将来の低金利政策を想定する場合に、高きに失するのではないか、こういうふうに私は思いますが、大臣はどう思われますか。さらに、金利というも

のは、公債は今度一回限りでありませんから、第一回は歓迎その他を含めて、こういうふうにしておいて、明年度以降においては、やはり金利を変更することがある、たとえは安くすることがあ

る、こういうふうにお考えですか。当分はこういう金利でいく、こういうことでございますか。

○福田(赴)国務大臣 それはむしろ国会からはほめられるとおるのです。今日の長期債金利

で最も国債に近いのは政府保証債ですが、これが応募者利回りが七分五厘三系になるわけでありま

す。それから政府ではありませんが、地方公共団体の発行する地方債、これが七分三厘五毛四糸となるわけでございます。さらに電力債なんかになりますと、もっと高いので、七分四厘八糸、こう

いうことになりますので、政府が保証しておる。つまり償還の確実性なんかにおきましては国債とほとんど変わりが無いものが、いま私どもが考えおるものよりは二厘五毛も高いというような状態

態です。それから地方債なんか比べますと、たいへんな開き、五厘五毛の違いがある。こういうことで、私としてはこの利回りは、國債としてはずいぶん値切つたというか、思ひ切つたというふうな考へておるわけなんです。高過ぎるというのは、どういふことを言われるのかよくわかりませんが、私は國債に對しても十分説明ができる数字である、こういうふうな考へるのです。

○只松委員 さつきから繰り返しますように、それが絶対高いか、絶対安いこととはなかなか決定しかねるわけですが、いまおっしゃつたような關係の利息というのは、必ずしも短期だけのものではございませんが、これは公債とはいふ趣を異にするものだと思います。やはり公債といふのは短くても今度七年の償還期限、あるいは十年、十五年だ、あるいは基本的には國の今後の經濟情勢を、皆さん方發表されておるPR紙その他で見ましても、抜本的にこの異常な日本の經濟狀態に基づき、根本的に日本の經濟情勢に對処するといふ非常に極言的なことが使われております。そのように、公債問題といふのは國の基本的な經濟にかかわる問題だ。そこで、たとえばこの論議一つにいたしましても、大臣に連日出ていただいで、大臣のもとでないと審議しない、こういう審議をいたしていただくわけでありませう。そういう國の基本的な問題もあるし、あるいは將來長期にわたる面から見るならば、なおかつ——私もこの各金融機關と日銀との取り引き關係、その他全部詰めるのに時間がございませんけれども、いままでの金融機關と日銀の關係、そういうものを想定した場合に、先ほどちょっと私が言いましたように、あるいは各新聞でもそういう心配をいたしておりますように、さつき言いましたように、一年たつたらこれを肩がわりしていいというふうな、まあ相手が言つたとは言いませんが、大体了解がついておる、こういうことが言われておりますけれども、すぐこれを担保として日銀に持ち込む、こういうことは當然に考へられる。ここに私たちが、

市中公衆と言いつながら非常にしり抜け的になつて、インフレに公債というものが落ち込んでいく一つの大きな要因がある、こういうことも言っておるわけですが、その齒の歯と策というものは別に考へるわけとして、やはりこの金利というものが一つのそういう歯と策の一環をもちます、そういう面から見るならば、私はなおかつまだこれは若干高くないではないか。ことはとりあえずこれでやつて、来年度以降になつたらまた考へる、あるいは引き下げる、こういうふうにお考へになるか、あるいは、いやそれは絶対に國會でもはめられると思つておるくらい安いのだから、来年度以降はむしろ高くしたいのだ、こういうふうにお考へてはどうか。

○福田(趙)國務大臣 國債の金利、利回りは、これは長期金利体系の一環なんです。ですから、短期金融の金利とは直接の關係はないわけですが、しかし、いま只松さんが何回か言われます、日本銀行にこれを持ち込むのじゃないか。これは持ちこんでもそう得になりません。日本銀行の担保貸しは一銭六厘、これは年歩に直しますと五分八厘四毛でございませう。六分五厘の公債を出す、それには税が一割源泉でかかるとは御承知のとおりであります。税引きしてみますと六分八厘五毛になります。一毛違ひです。これはほとんど同じといつていいわけなんです。ですから、担保貸しの担保としてこれを使うといつても、その意味はないわけなんです。しかし、それはそれといつたとしても、私どもの金融政策をこれからやつていく考へ方といつたしまして、日本銀行が國債担保貸しをどんどんやつていくかといつと、これは特別の事情のある場合以外はいたさない、そういうふうにしようと思ひます。日本銀行が國債を手に入れたら、これは、オペレーションの対象として買ひ取る、こういうふうにしていきたいと思ひますので、ただいまお話のあつたような問題は、御心配は全くないことであるといふことを申し上げておきます。

○只松委員 その点重ねてお尋ねをしておきます

が、当面の方針としてしないといふことでございませうか。それとも大蔵省の通達が何かお出しになつて、あるいは何かして絶対に変えない、ここまできびしくおやりになるのでございませうか。当面の方針だけでございませう。

○福田(趙)國務大臣 これは法的にどうのこのうの問題ではないのです。日本銀行の金融政策の運用上の方針としてそういうものをとつていく、こういうことであります。

○只松委員 次に、私は一番最初時間がなくて、日本經濟の今後の動向その他についてお尋ねする機会をなくしたわけでございます。その際にお聞きしようかと思つておつたのですが、したがつて結論だけになります。こういう公債政策といふものは、いまの經濟情勢からいかなければならぬ、いかに、こういうことについて大臣のお考へをお聞きしたいわけでありませう、というのは、これはさつきお尋ねいたしましたようないろいろな懸念とともに、公債の一番危険性といわれているのは累積性、いわゆる増大していく、長期化していく、当初は今日大臣がお答へになつておるようなことを懸念しつつ、あるいは留意しつつそういうものに對処していくと思ひます。あるいはこれが當がずつと長年にわたつていく、あるいはこれが當然であるといふような形になり、累積してまいりますと、これは利子の問題一つだけとりまして、十年後には十五兆円とか二十兆円の公債が出る、こういうことを今日まことしやかに心配しておる、こういう向きもあるわけでございますけれども、いまこの公債を出すにあつた大臣の考へておられる、あるいは大蔵當局が考へておられる、この公債の永續性あるいは累積性といふものについてお考へをお伺いしたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 私は、公債政策はごくわずかな額である限りにおいては、これはさつき心配する必要はない、むしろ景氣調整機能として必要で

あるとさき考へておるのであります。しかし、只松さんがいまおっしゃるの、七千億円とかあるは一兆円とか、そういう巨額な公債發行狀態が続くのか、こういうことだろうと思ひますが、私は、經濟が今日のような低壓型である、こういう間はしばらく多額な公債を毎年出していくといふことを続けていかなければならぬ、こういうふうな存じておるのであります。しかし、その額も、景氣が公債政策の結果よくなり、そして自然増収がどんどん出るというような状態になれば發行額は通減せしめ得る、こういうふうに考へております。

○只松委員 一般論としてはそのとおりだと思ひますが、いま本年度の補正予算が通つたわけでありませう、これから来年度予算の編成をされる場合、公債は當然であります、減税にいたしたとしても、単年度でなしに何年度かにわたつて、少なくとも三年や五年くらいを展望しながら減税その他を考へなければならぬ、こういう意見が出されておることを考慮されておるわけでございますから、そういう趣旨から——二時から本會議といふことでありますから一々前提条件は申し上げませんが、そういうことで、当面、明年度からは七千億円前後の相当な公債を政府としてお出しになるわけでありませう、これは明年度だけといふものじゃない。そういう意味から、具体的にいまどの程度、来年七千億円、再来年八千億円出していったらば、大体三年後なら三年後に景氣が回復する、こういうことがめどにない、これは来年度の七千億円といふものを全くあてずつぽうで出せるものでないと思ひます。具体的に

○福田(趙)國務大臣 まあ、今後三年間くらいのことを考へてみますときに、いまの設備過剩といふ状態は——私、来年は經濟がよくなると思ひます。思ひますが、根本的にこの設備過剩狀態が解消して、高圧經濟型になると考へております。そういうような經濟情勢を考へ、またこれらもどんどん社會資本の充實をやつていかなければ

ばならぬという国家的要請というものをあわせ考
えまするときには、昭和四十二年度、四十三年度
までの段階においては、公債の発行額はややふえ
ていく傾向になるのではないか。ただ、それも四
十一年度の予算をやってみて、公債の消化状況は
どうかというふうなことも関連はあるわけであ
ります。それを除いて考えますときには、まあ
少しふえる傾向を持つてあろう、こういうふう
に考えるわけでありませう。その後においては、お
そらく相当自然増収なんかも出てくるような情勢に
なりますので、私どももいたしましては、そうそ
う公債発行額をふやしていくというふうなこと
ないようには気を付けていきたいと思ひます。

○只松委員 本鈴ですから……。

○金子(一)委員長代理 この際、暫時休憩いたし
ます。

午後二時休憩

午後六時十八分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 すでに、財特法の問題について
いろいろ質疑がかわされてきたところでありま
すが、非常に重要な問題でありますので、重ねて大
臣にお尋ねをいたしたい。

この財特法に対する基本理念と、今回特例法に
よつて、いわばこの基本法としての財政法のワ
ク外において財政措置をしようとしておる政府の態
度についてお尋ねをしたいと思います。審議の
実質的效果をあげる意味から、私のほうから、ま
ずその見解を申し上げて、大臣の所見を伺いた
いと思うのです。

まず、財政法に対する基本的理念であります。
これは本会議におけるわが党の平岡議員の質問の
中にもありました。この財政法は、新憲法体制
の重要な一環であり、特にその第四条と第五条の
立法的な意義というものは、過去の歴史的事実の

中から生まれたものでございまして、特にその立
法の眼目とするところは、戦争の危険を防止する
ことであり、第二には、特定支配階級に対する奉
仕の財政政策というものを排除して財政の民主化
を確保するということがねらいであり、第三に
は、通貨膨張とインフレを防止することがこの第
四、第五条の立法的意義だと私も理解をいた
しておるわけですが、この点について
は、一点のまじりもなく、政府も、またその所管
大臣である大蔵大臣も、この私どもの基本的な認
識とそごがないのかどうか、立法に対する基本的
な考え方については見解は一致するかどうか。
この点、ひとつ念のため重ねてお尋ねをいたして
おきたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 いま財政法第四、第五
の趣旨として三つあげられたのですが、第二の点
は、どうもそのままのとおりには私どもは理解を
いたしておりません。

○藤田(高)委員 第二点の理解については、これ
はある場合には若干の見解の相違が生まれてくる
かも知れませんが、それでは第一、第三の点に
ついては全くそのとおりだ、このように理解をし
てよろしいかどうか。

○福田(越)国務大臣 第一点は、終戦後の特殊な
ああいふ事態を背景として財政法というものが生
まれた、第三点は、インフレは絶対に抑制する、
こういう見地だ、こういう御説と理解しますが、
その点は、私はそう思ひます。

○藤田(高)委員 それでは、一応基本的な理解に
ついては原則的な認識の統一がなされたという前
提に立つて、以下、私は質問をしたいと思います。
順序は不同になりますが、まず第一に、今度の
法律改正を見ますと、その附則の第二項におい
て、いわゆる「国債に関する法律(明治三十九年
法律第三十四号)」を、いわば書きかえをする形
の条項ができておるわけですね。この点は、地
方自治法の起債発行の条件を見ますと、地方自治
法の二百三十条には、「普通地方公共団体は、別

に法律で定める場合において、予算の定めるところ
により、地方債を起すことができる。」「地方債の起
債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の
方法は、予算でこれを定めなければならない。」「
こういうふうな、いわば今度ここに改正をしよう
としておる、いわば広い意味の読みかえと申しま
しょうか、「第一条中「起債」を「発行価格、利
率、償還期限その他起債ニ関シ必要ナル事項並
ニ」、この国債に関する発行条件に見合うもの
は、地方債の場合には地方議会における予算とし
て議会の議決事項として処理されることになつて
おります。ところが、この国債に関しては、いま
問題になつておる公債に関しては、これはいわば
大蔵大臣の専決と申しましようか、いわゆる大臣
の権限において日本銀行をして取り扱ひを行なわ
す、いわゆる大臣権限になつておるわけですね。私
が先ほど財政法の基本的理念というものをあえて
お尋ねをしたのも、やはり憲法の第九條の平和主
義を実質的に裏づけるものがこの財政法の四、五
五條であり、さらには、この財政法というものは、
財政の民主主義というものをこの立法の中で保障
する条件だと思ひます。そういう点から申しま
す、この地方自治法の中には、財政民主主義の
原則に沿つて、いまここで問題になつておる公債
の発行条件に関するものが全部議会の議決事項に
なつておるにもかかわらず、この国債については
大臣の権限にゆだねるといふことは、これは立法
の立場からいって財政民主主義の原則に反するの
ではないか。したがつて、やはり財政民主主義の
原則というものを尊重していくというたてまえに
立つたならば、地方自治法の中で明記されておる
同じように、これらの発行条件についても、国債
については、国会の議決条件として、そうして国
会のコントロールがなされるというふうにするこ
とが、真の意味における民主政治、いわゆる予算
の民主主義を確保し、保障することになると思
う。したがつて、そういう意味にこの附則を改正
するのであれば、この地方自治法の立法の基準に

沿つたような改正を行なうことが妥当であると思
うのでありますが、その点についての見解を求め
たいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 今度の国債に関する法律の
改正は、これは実体を変えたわけじゃないので
す。国債に関する法律があまりにも古い、明治三
十九年でありまして非常に古い法律であり、そ
の表現等が近代的でなく、かつ、その内容にもあ
いまいなところがありますので、これを正確に表
現をしておこう、これから公債も出ることもあ
りますからということでございます。

それで、それは別に、いま条件等についても
国会で議決をしたらいいじゃないかというふうな
お話でございますが、国債の発行条件等は、こ
れは引き受け業者とのネゴシエーションでま
る問題であります。これをあらかじめきめてしま
しつておるというふうな性格のものじゃないのであ
ります。したがつて、大体の考え方は、国会
では申し上げませんが、これが実行はそのと
きの市中の状況において行なうほかはないのであ
ります。大体先進国におきましては、アメリカに
おきましてはイギリスにおきましては、大蔵大臣
が条件はきめるということになつておるのであり
まして、これを法律できめるとか、あるいは予算
できめるといふようなことはいたしておりませ
ん。

○藤田(高)委員 それでは、この国債、いわゆる
いま問題になつておる公債と地方債との性格の関
連についてであります。地方債の場合は、御承
知のように予算事項として議会の議決を必要とす
る、そうしてその利率の変更とかあるいは償還期
限の変更等については自治大臣の許可を必要とす
る、そうして起債のワクについては、財政投融資
のワク内において地方債というものは発行される
ことになる。こういうふうな非常にコントロール
されるセクションが幾つかあるわけでありませう。
そうしてこの地方債の場合は、そういう性格とコ
ントロールの機能があるだけに、日本経済全体に
影響を及ぼすというふうな性格のものでは、極論

をすればいいと思う。いわゆる公債の場合は、これは経済全体あるいは財政、金融全般にわたって影響を及ぼすわけですね。そういう質からいえば、むしろ一國の経済に重大な影響を与えるというものでないものに対してまで議会のコントロールのいわゆる権限を付与してやる、にもかかわらず、公債を発行するに際しては、いかにいうもの、その国の経済に重大な影響を与えるようなものに対して立法機関が発行の限度額だけについて権限があつて、他の条件に発言権といふ、議決権限がないといふことは、やはり予算の民主主義の原則からいって、これは非常に旧法律概念といふますか、旧帝国憲法、旧憲法の概念に基づいて基準をきめようとするのは、これは基本的な誤りをおかすのではないかと。これから先、私の特に個人的な意見であります。いま問題になつておるような国債を発行することについては、明治三十九年のこの法律が六十年目に生き返つてくるといふようなことはちよつと予想をしてなかつたのじゃないか。そういう意味で、本来なればこの財政法ができた二十二年にこの明治三十九年の国債に関する法律といふものは一度廃止をして、そして新しい民主憲法の原則に沿つた国債に関する法律の基準といふものをつくるべきではなかつたのだろうか、こういうふうにかゝるわけでありますが、そういう私どもの基本的な理念の上に立つて考えると、この附則の改正はやはり立法の基準としては非常に時代おくれのものである。いわゆる私がいま指摘したような基準に沿つて、同じこの附則を改正するのであれば、地方自治法の二百三十条に見合つたような改正をすべきであると思うのでありますが、重ねて見解をただしただいと思ふのでございます。

○福田(赴)國務大臣 自治省との関係につきましては、理財局長から答弁いたします。
○中尾政府委員 地方起債の關係と國債の關係とは取り扱ひが變つておる点が確かにあるのてございすが、國債の場合には、すでに國家の租稅公權といふものを背景にいたしまして、一定の信用といふものが確立しておるわけですが、それが公債を発行いたしますそれなりの条件でネゴシエーションできるということになりまして、地方自治體の場合におきましては、その財政的基礎は非常に区々でございすが、地方公債債をのせるというやうな團體もございすが、あるいは縁故の起債すら困難であるといふやうな團體もあるわけではございすが、したがひまして、その条件といふものはおのずから区々になると存じます。そういうやうな關係から、國債の場合のやうな、結果的に見て一時的な姿といふものはとりがたいのが実情でございすが、そういうやうなところから、特にその管理に關しましては取り扱ひが異なつておるものである、このやうに理解いたしております。

それから二番目のお話でございすが、現在のこの法律は六十年目に生き返つたといふことであります。そのうちでございせんので、ずっと適用いたして現在まで生きておるわけですが、現在でも借りかへ債は発行いたしておるわけですが、事務手続で生かしておるものでございすが、もちろん、ただいま大臣から御答弁がございましたやうに、ネゴシエーションをもつて発行する必要のない特殊の用途に對しまして國が一方的に給付するといふ、こういう交付公債といふやうなものにつきましては、法律をもつて条件を定めておる例はございすが、それはそういう特質によるものでございまして、市場において、市場の自主性に應じて発行いたします場合は、これは法律あるいは議決をもつていたしましてどうしようもないものでございまして、事実上できるところでやつていくといふことでございするから、事の性質によるものでございします。

○福田(赴)國務大臣 國債に關する法律は、第一條ばかりじゃないのです。以下ずっと続くわけでありすが、國債に關する法律の第一條だけがちよつとあまい点があるといふので、この際明らかにしておきたい、大體言つておることは同じなんです、内容をこの際はつきりしておきたい、

い、こういうことでありまして、この法律を全面的に改正する必要はない、ただ第一條だけなものですから、第一條の改正の手続をとる、こういうふうな御理解をお願いしたいと思います。

○藤田(高)委員 若干くどうであります、私は先ほどの質問で、この明治三十九年の法律が戦後一回も適用されてない、こういうことは言つていいのです。いまここに改正をされてきておるこれは、この部分については六十年目に手をつけたといふことですから、その点から私考いたしますに、やはり現在の新憲法ができたときに、國債に關するやうな基本的な法律事項といふものは、新憲法に見合つた基準に沿つて法律改正をされるのが最も妥當ではないかと、こういうことを言つておるわけですが、そういう基準に照らして今日の地方自治法の地方債の發行條件といふものがきめられておるのではないだろうか。さすれば、それ以上に國の經濟に影響を及ぼす國債については、質的な意味からいふと、それ以上の規制措置、立法機關の意思が介入するやうな立法條件にすることが、より憲法の精神に沿つた法律ではないのか。今回ここで第一條に手をつけるのであれば、同じやうに、そういう方向で手をつけるべきではないかといふことを言つておるわけであり

そのことに關連をして重ねてお尋ねをいたしたいのは、この地方自治法の場合には、いま申し上げたやうに、國の經濟全体に重大な影響を及ぼすといふことは、公債に比較した場合に少ないと思ふのです。ところが公債の場合には、そういう影響力が大きいわけですから、それだけに、地方自治法以上に國債の財政法に關するウェイトといふものは重く見なければいけないのではないだろうか。なるほど、大蔵大臣にこの種の問題の權限を移譲すれば、これは經濟の変動に應じて、いま大臣が言われたやうに利率の變更なり、償還期限の變更等については、極論をすれば、條件を經濟狀態に即應して、自由自在に、いわばスピーディーに改正することはできるかも知れませんが、國債

の發行及びその發行の限度額、條件變更といふものは、私はある意味においてその重要性を同じに見るべきではないかと。ですから、公債の發行をするかしないか、その限度額をどういふふうにするかといふ点について、立法機關の意思介入がなされると同時に、その條件を變更するときにおいても、そこでやはりコントロールするやうなことのほうが、公債發行に對しての歯どめといふものについて、より多くの効果を發揮することになるのじゃないか。そしてこの經濟の変動に即應してといふ意見ですが、今回、國會の開かれておる現狀といふものを見れば、通常國會が百五十日、過去一年間と振り返つてみれば、ほとんど休んでおる期間といふものはないわけですが、ですから、國會の意思を、立法機關の意思をただそうとすれば、そういう機會は幾らでもあるわけなんです。そういう面からいつても、私はこの際、この法律改正については、ぜひ地方自治法の二百三十條の基準に沿つて改正すべきであるといふことを強く主張をして、最後にもう一度見解をただしただいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 一番極端な例を申し上げますと、外債の發行です。外債を幾らできても、これを押しつけるといふやうなわけにはとうていいかない。それと同様な事情は國內においてもあるわけでありすが、さればこそ、英米等におきまして、その條件をきめることは重大な問題ではありますけれども、これを大蔵大臣に委任をしておくわけでありすが、これを國會できめてといふやうな御説じや、これはもう公債なんか絶対に發行はできません。
○藤田(高)委員 その点については、これは見解の對立といひますが、意見の相違で、そのこと自身について時間をこれ以上とることは省きたいと思ひます。
それともう一つ、基本的な問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。これは先輩武蔵議員もこの問題の冒頭に質問をされたかと思ふのですが、こういう財政法のような基本立法に對し

て、特例法というよりなものをもって実質的に法律の中身を改正するといいますが、改正する以上基本法のワケ外に——相撲でいえば土俵のワケ外で相撲をとって、もつと卑俗な言い方をさせてもらえば、憲法を法律で改正する、こういうようなことがなされてよいものかどうか。これは私は、言い分はいろいろありましようけれども、基本的な法律概念としては、このたびの特例法によつてこのような財政措置を行なうこと自体は、いわゆる財政法に違反するものであり、はなはだもつて不法性の強いものである、こういうふうに思うわけでありすが、この点についての見解をもう一度たししておきたいと思ふのであります。

○福田(越)国務大臣 それも見解が違ふのです。私は、今回特例法をお願いしておるということ自体が、きわめて民主的な行き方である、こういうふうな考へておるわけでありすが、つまり、今回のような角度から検討しまして公債を出さないわけにはいかぬ、こういう結論になりまして、その際、財政法第四条の解釈でいけるじやないか、こういう議論もあつたわけでありすが、また、それを支持する学説なんかもあるわけでありすが、しかし私は、それはいかぬ、四十一年度から公債を発行しますが、この公債は積極的な意味において前々から考へておつた公債である、ところが、その公債発行の構想を進めておる過程におきまして、二千五百九十億円の税収欠陥が生ずるといふことになつてきた、そこで、それを何ともならないので公債を発行する、これは率直に言つて何ともならぬ公債である、こういうふうな觀念として、財政法第四条に基づく四十一年度以降の公債とは性格が違ふのだ、これは率直に国会にそのことを申し上げて、そして特例法を制定して、それに基づいて一回限りの措置としてやるのだ、そういう方法をとることこそが、民主的な行き方である、こういう考へ方に立つて特例法の御審議をお願いいたしておるわけでありすが、それが土俵の外だといふお説に對しましては、これは見解の相違と申し上げるはかばかしいのであります。

○藤田(高)委員 これは基本的な見解の相違になるうかと私は思いますが、やはり今日の財政法は、いま予算が通りませんが、予算に盛られておる二千五百九十億円、二千六百億円という赤字、この種の追ひ詰められた赤字というものは出さないので、現在の財政法はこういう法律なんですね、ところが、こういう特例法をもつて出してくれておるわけですが、私は、なるほど一つの法律解釈の便宜的な解釈としてはいま大臣の言われたような解釈もあろうかと思ひますが、それはあくまでも形式的な民主主義論だと思ふのです。財政法の本质論からいけば、この種の重大な歳入欠陥をもたらし、そして法律の中でも憲法の裏法ともいふべき基本法に手をつけるような場合は、少なくとも国会の中だけでわれわれがこの種の法律の改正をやるのではなくて、政府自身がこういうもの

に手をつけるを得なくなつたのだという國民の意思をただし、もしそういう基本法に手をつけることとすればつづけるべきではないか、そういうことが憲法改正の発議権あるいは憲法改正の基本的な条件でありすが、やはり憲法とらへらるの關係にあるこういった基本法については、非常に歳入欠陥ができたから、その赤字公債の性格といふものをはつきりすれば法律の改正は容易にできるのだ、こういう便宜主義的な考へ方といふものは私はとるべきでないと思ふのです。そういう点からいって、いわゆる法律の基本的な考へ方において、今度の特例法による財政処理といふものは非常に無理をなさつておるのではないかと思ふのですが、その点の見解をいま一度たししておきたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 無理をしておるのではなくて、私どもの気持ちにはきわめてすなおにやつておるといふつもりでございます。憲法を改正するわけじゃないので、やはり財政法は憲法と密着してある法律で、これを尊重すべきことはもとよりでありますから、それを違反したことをしてはいかぬ、これは違反といふか、そのらち外に出る行為をするといふことになるとすれば、どうしても国会

で御議論願つたほうがよろしい、しかもそれは一回限り、当年度限りだということをお願いをいたしておるわけでありすが、

○藤田(高)委員 私は、この点についても非常に大きな見解の対立、隔たりがあるわけでありすが、私どもの基本的な考へ方としてはいま申し上げたとおりでございまして、一言にして言うなれば、このたびの特例法による措置といふものは、非常な不当性というより、むしろ不法なものである、いわゆる違法的な措置であるといふ私どもの見解を強く主張をいたしまして、時間の關係もありませんから、この問題にさらに時間をとることにしては省略をいたしたいと思ふのであります。

そこで、私は、きょうは幾つか質問の事項を用意いたしておりますが、大臣の時間的關係もあつたので、できるだけそのものずばりで御尋ねをいたしたいと思ひます。

今度の通常国会が始まつてから、特にこの財政処理の問題、公債発行に関する問題が論議される過程において、大蔵大臣は、今度の財政処理としてやつておる二千六百億円といふものと来年以降発行されるであろう建設公債といふものは質的に違ふのだ、いわば赤字公債ではないのだといふことを盛んに言われておるわけでありすが、これはたいへん皮肉な言い方かもしれないが、二千六百億円の追ひ詰められた赤字といふものは田中前大蔵大臣のやつたことであつて、わしの知つたことじゃない、わしのように少しばかり財政的に精通しておる者のやるのはかくかくのごとく違ふのだといふ、一つの折目をつけたそういう政治的な意味からいけば、私は言われることはわからぬことではないのです。ところが私は、福田大蔵大臣が盛んに強調されておる来年以降の建設公債も、結果的には追ひ詰められた赤字公債になる危険な要素を非常に多く含んでおると思ふわけでありすが、そこで私は、一つの試算をいたしておるわけでありすが、その前に、私自身の見解を申し上げ、判断材料として事務当局にお尋ねをいたした

いのであります。また大臣からでもけっこうであります。その第一は、四十一年、四十二年——公債問題を論議する場合に、やはり中期経済計画ではございせんが、四十三年度くらいまで——少なくとも四十三年、特に大蔵大臣は、この種の問題を論議するのは長期的な見通しの中でお互いが議論をしなければならぬ、こういうことをけさ方米も強調されておつたので、そういう大臣の御主張なさつておる齒車に合はしてひとつ議論を展開させるといふ立場からお尋ねをするわけでありすが、いま言つた四十一年、四十二年の成長率というものをどの程度に見ておるのか。これは昨日でございまして、予算委員会においてすでに御答弁になられておるようでございますが、この点について、なお本委員会において御答弁をいただきたい。

第二には、四十一年、四十二年、できれば四十三年を見越した税の自然増収といふものについてどの程度の見通しをお立てになつておるのか。これはあくまでも大臣が御答弁なさるでありまして、七%になるのか、八%になるのか、その経済成長率に見合つた税の自然増収といふものはどの程度になるという計画をお持ちなのか、これはひとつ主税局長からお答えをお願いしたい。

第三点は、四十一年以降は、けさ方の大臣の答弁を聞いておりましたが、赤字公債は出さないので、いわゆる公債を出す場合は、財政法の四条でいう四条の性格のものに限定をするんだ、まあ、原則的にはそういうことをおっしゃつておられる。これはここで一言言つておきますが、私どもは、この種の性格のもの、これはもう実質的には一般歳入が欠除して公債を発行するのですから、これも赤字公債だと考へておるわけでありすが、けれども、その論議はともかくとして、そういうことを四条の性格のものだ、こう言つておられるのであります。それで、四十一年、四十一年以降の公債発行額といふものはどの程度に考へられておるのか。たとえば、四十一年は、巷間論議されておりますような七千億円とか八千億円といわ

れ、あるいは自民党の政調会あたりでは一兆円といわれておりますが、政府としては、四十一年以降、四十二年、四十三年ぐらゐまでの程度の公債を発行なさうとしておられるのか、この点をひとまずお答えをいただきたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 来年は、大体実質で七、八%の成長と見ております。その次の年度になりますと、まだはっきりしたことは言えませんが、大体その辺で動くのがいいのじゃないか。昭和四十三年度についてもそういうふうな考えでおります。

それから、その際の租税収入が一体どうなるのかということは、減税をどういうことにするかというところによつて違ふのですが、減税は、かりにことしの——ことしというか、昭和四十一年度にするというものを基礎としていきますと、これは弾性値を一体どういうふうに見ていくか、税収の弾性値を一・三と見るか、一・四と見るか、そういう辺で多少の変動はあると思ひます。それで、結局私は、三カ年ぐらゐの間は、もう確実に低圧型の経済情勢である、こういうふうに見るわけでありませう。私は、来年の予算は、そういう典型的な年であり、七、八%の成長をすれば、どうしても財政が大きく出ていかなきゃならぬ、こういうふうな考えでおられるわけでありませうが、そういうふうな傾向は続いていくんじゃないか、そういうふうな考えをわけでありませう。ただ、ほかの経済要因である輸出が一体どうなるか、そういうような問題もありませう。それから、設備投資が来年は横ばいであるにせよ、再来年あたりどういふふうな動きになりますか、そういうことによつて財政の規模というものは変わつてまゐるというふうな思ひますが、まあ、傾向としては低圧型であり、したがつて公債の発行額は四十一年度よりはやや上回る傾向をとるのはあるまいか、そういうふうな観測をいたしておるのであります。

○塩崎政府委員 私の答弁は、大体いまの大蔵大臣の御答弁で全体的には尽きていると思ひるのであります。

りますが、ただいま大臣のおっしゃられましたように、税収は成長率によつてきまるものでございませう。それがいいゆる弾性値といわれるものでございませうが、その弾性値も各年度によつて違ひませうし、過去の経験値で見ますと、不景気から好景気に移るときは弾性値、さらにまた、好景気から不景気に移るときは弾性値、種々の弾性値がございまして、そのあたり、どんな弾性値を使うか、いろいろの問題点がございませう。一・四あり、一・五あり、このあたりでかりに計算いたしておりましたが、まだ確たる自然増収の見通しは立てていないのでございませう。

問をすれば長期的な観点からお互いに論議しなければいかぬ、それではやや長期的な観点から論議をしましうというところで論議を進展させると、そのことはごく抽象的、具体的にさつぱりわからない、こういうことでは歯車のかみ合った議論はできない。ですから、そういう点からいって、私は重ねてお尋ねをいたしますが、四十年から少なくとも四十一年についての自然増収の見通しについて、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 大体四十一年度は自然増収一千億円程度と見ております。

○藤田(高)委員 四十一年度は一千億円、そこまですておられるのであれば、四十二年、四十三年について、これは一つの大綱的なものでいいですか、大体どの程度か、見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 四十二年、四十三年は、四十一年度の租税収入に對し経済成長が幾らになるかということでは大体四十二年の額がきまつてくるわけですね。つまり、弾性値の問題もありません。そういうものを加味しまして、ですからお尋ねの見当はつくと思ひますが、ことしは、昭和四十一年度の当初予算に比しまして落ち込みがひどいものですから、自然増収の形では千億円ぐらゐしか出てこないわけですが、四十二年、四十三年は相当多額の自然増収が出てくると思ひます。

○藤田(高)委員 重ねてお尋ねしますが、四十二年の経済見通しですね、これは経済の成長率を大体来年度程度だろ、こうおっしゃつたんです、さらにその税収の大綱的な見通しについてひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 ただいま大臣のおっしゃいましたように、経済成長率をどういふふうに見るか、これと、もう一つは弾性値をどう見るかによつてきまるわけですね。いろいろな仮定が要りますし、また現在これが絶対という基準の弾性値はございませぬ。一応の成長率を幾らとし、さらにまた一応の弾性値を幾らぐらゐにするといふことにすれば、計算は一応できるわけでありませう。

○藤田(高)委員 いま主税局長が言われた意味の、そういう程度のことでもいいですから、答弁してもらひたい。

○塩崎政府委員 名目成長率を一〇%といたしまして、弾性値を一・四という計算が一つできるわけですね。そういう計算をしますと、四十二年は、四十一年度の減税を幾らにするかまだきまつておりませぬから……。(それは大体三千億と予算委員会で大蔵大臣が答えておられる。)と呼ぶ者あり)しからば、国税にかりに減税が二千億円あるといたしますと、四十二年二千億円の減税があるといひますと、減税前では租税の収入が三兆四千九百九十億円になります。減税が二千億円ありまして、したがひまして租税収入が三兆二千二百九十億円になります。そこで四十二年に移るわけですね。そこで名目成長率が一〇%で弾性値一・四といたしますと、減税前で三兆八千九百七十七億円になります。しかし、過去の減税の二千億円が同じく自然増で伸びますから、これが三千七十八億円ばかりになります。差し引きの三兆五千九百億円ばかりが四十二年の収入になるわけですね。四十二年は同様の計算を継続いたしまして、四十三年度の減税前は四兆四千四百三十三億円になります。四十一年度の二千億円が大きくなり、三千五百九十九億円になります。そういたしますと、四兆四千四百三十三億円から三千五百九十九億円を引きました四兆九百二十四億円、これが四十一年度に行ないました減税が影響いたしましたところの四十三年度の税収でございませう。四十二年、四十三年度は減税なしという計算でございませう。

○藤田(高)委員 ちょっと私自身読み取れなかつたのですが、四十一年から四十三年までの減税の結論だけもう一度言つてくれませんか。

○塩崎政府委員 ただいま私が申し上げました四十二年、四十三年の減税額というのは、四十一年度に行ないました減税が経済の成長によりまして大

きくった金額でございます。四十二年度にはそれが三千七百八十八億円と評価され、四十三年にはそれが三千五百九十九億円と評価される大ざっぱな見通しでございます。

○藤田(高)委員 いまの案でございますと、ごく大綱的な見通しですが、減税のワケは四十一年は二千億円、四十二年は一億ない、こういうことだと思ふのですが、私は、いまの御答弁からいいますと、たとえば予算の伸び率と、これから先どの程度の財源不足額がでてくるか、それと減税をどの程度やるか、こういう三つの条件を組み合わせるという場合に、四十一年は、なるほど大臣がおっしゃる通りに、従来財政法の四条件のものいろいろな公共事業あるいは出資金、貸し付け金、こういうものを公債で七千億円だったから七千億円出すということになれば、どうにか歳入欠陥を補うような措置ができるかも知れませんけれども、四十二年以降については問題が起ってくるように思ふわけですね。

そこで、私は先ほど十分承らなかつたわけですが、四十一年の公債発行の一応の目安額、これは大体七千億円と踏んでよろしいのかどうか、これは一つ御答弁がなかつたと思ふので……

○福田(越)国務大臣 公債の消化の額、消化力でですね。それから財政のいま大体考えておる規模、さらにそういうような公共事業費など財政法四条件に該当するもの、そういうものを総合しまして大体七千億円見当、これは見当です。最終的なあれでいってありません。

○藤田(高)委員 それでは、政府答弁による成長率は一応七ないし八%程度、来年の公債発行額は約七千億円程度、そうして減税については主税局長が答弁をされたような条件、こういう三つの条件を勘案をしまして、これはごく大ざっぱな見当でありまして、私はそういう条件で計算をしていきますと、四十一年度はどうにか七千億円程度の公債発行によつて——このいい悪いは別です、財政上のつじつまだけを合わすという観点からいけば、約七千億円の公債を発行すればつじつま

は合うかわかりませんが、四十二年になると、これはおそらく福田大蔵大臣がだれかほかの大蔵大臣にバトンタッチをやるころには、またそこで四条件のワケ外へ出る赤字が出てくると思ふのです。その試算を申し上げたいと思ふので、これはひとつ数字を控えて御答弁をお願いしたいと思ふのです。

四十一年の予算規模は三兆六千五百八十億円、いま巷間に伝えられておる来年度の予算規模は四兆二千八百億円程度、そうしますと、前年度対比においてその伸び率は一六%、その予算額の差額は六千二百二十億円程度、ところが大体過去の予算の伸び率をずっと見てまいりますと、これは一応若干の問題点はあるかも知れませんが、四十二年の予算の伸び率を一応一五%程度と見ますと、その予算規模は四兆九千五百億円になります。そうすると、四十一年と四十二年のその絶対額の差額というものは六千七百億円になるわけでありまして、この六千七百億円になるということ

は、結局四十一年度いま予定をされておる四兆二千八百億円として、いま私が指摘をした四十二年度は四兆九千億円の予算になるといたしますと、結局その間の差額、税収、歳入差額が六千七百億円程度のものがなかつたら予算が組めなくなりますね。そうでしょう。そうしますと、この四十二年の公債の発行額は、いま大臣の御答弁では来年が七千億円程度だというわけですから、予算の伸び率を一五%と見ますが、一応おまけをして二〇%と見て千四百億円、そうすると、公債の増加分によつて補つてくれるものが千四百億円ありますから、その分を差し引きしますと、すつともむいても税の歳入増によつてまかなわなければならぬものは、四十二年の段階では五千三百億円程度となるわけでありまして。そうすると、先ほどの主税局長の御答弁にもあったように、この二千億円の減税というものは来年はやる、再来年は一応やらぬ、こういうことになつても、国民は来年も再来年も減税をやつてくれると思つておると私は思ふのです。ところが、これはやらない場合

は、いま私が試算しておるうちに五千三百億程度のもので出なければいけない、もし減税を政府が言つておるうちに二千億ないし三千億程度のものでやるとすれば、四十二年の時点では七千三百億から八千億円の税収を中心とした歳入増に見合うだけの財源を確保しなければ予算が組めないということになるのです。そうしますと、この七千三百億から八千億円の税収というものが、はたして七%ないし八%の成長率によつてこれだけの収入というものが確保できるのかどうか、これが一番重要な問題点になると私は思ふのであります。この点は過去の実績から私は一つの推論をいたすわけでありまして、ずっと自然増収の経過を見てまいりますと、高度成長の三十五年千九百六十六億、三十六年三千六百五十五億、三十七年四千五百三十四億、三十八年二千八百八十三億、三十九年、去年が一番ピークで六千五百七十億、四十年は御承知のように二千五百九十億のマイナスであります。これをひとつ過去四年の平均で、一番いいところで、ここの二千五百九十億という落ち込んだ要因を入れないで年間平均をしますと四千四百億円の自然増であります。ところが、経済にはこここぼがあるわけですから、一応五年間のこととしまして二千五百九十億のマイナス要因を入れて計算をいたしますと、年平均自然増は三千億程度しかない。かりに四千億あったといたしても、いま私が指摘した財源収入に見合う七千三百億、あるいは八千億という財源は、はたして自然増収を前提にして出てくるのかどうか。出てこなければ、こ

こでいよいよ四十二年の段階で、福田大蔵大臣がだれにかかわるであろうというその段階でまた赤字、四条件のワケをこえた赤字というものが出てくると私は思ふのです。それが出てこないという自信があるのかどうか。その点についてひとつ納得のいく説明をしてもらいたいと思ふ。

○福田(越)国務大臣 四十二年のことについていろいろお話をさせていただきますが、これは財政をどういうふうに、一般会計の予算をどういうふうに編成

するかというその方針の問題なんです。でありまして、私どもは大体の見通しを持っておるわけなんです。が、経常財源をもつて経常支出をまかなう、こういうたてまえについて変更する意思はございません。

○藤田(高)委員 かなり具体的なものを私は私なりに、重大な問題だけにしろとながらまじめな質問をしたつもりであります。が、やはりいま私が質問したようなことに対しては、今度は質問者の歯車にかみ合うようにお答え願わなければいけませんし、その点では財政方針をどうするか、なんという、そういう逃げ口上ではなくて、成長率をどの程度に見込む、減税方針についてはこういうことにはしたいということですから、これは予算規模については、大体過去の実績というものが一つの基準になるのだから。しかも、成長率というものが一応仮定にせよ、前提が置かれておる以上、財政規模を縮小するということは基本的にないだろうと思ふ。「財政縮小予算だ」と呼ぶ者あり。そういう点からいけば、いまうしろのほうで意見が出ておるが、昭和二十九年か三十年ごろのような大胆な財政縮小予算でも組まない限り、いまのベースをくずさなければ、いま私が試算をし、指摘をしたようなことになると思ふわけでありまして。ですから、ここで四十一年は大体こうだ、しかし四十二年の時点において赤字公債を発行するような危険はないのかどうか。そういう点についてはやや具体的に数字を明示してお答えをいただきたいと思ふ。

○福田(越)国務大臣 私が減税の規模等についてここでなかなかはっきりしたことを言わない。言わないのは、将来のことを考えておるからなんです。あるいは政府内部に何カ年計画とか、いろいろあります。そういうことで、どういう税制にするか、あるいは政府内部に何カ年計画とか、いろいろあります。そういうふうなものをどういうふうにあんばいしていくかというふうなことを最後のにまだきめていないのです。そういう諸要素がきまつて初めていまお話のような具体的な数字の問題が論議をされるべきでありまして、いまはみんな

いろいろな仮定の上に立っております。仮定の上に立っております議論に対して、私がここでどういふふうにするのだ、どこが違うのだということをお願いするわけにいかない。いかなければ、その仮定についてこれをあなたに申し上げる段階までまだきていないのです。でありますから、私のはつきり申し上げますことは、経常財源をもつて経常歳出はまかなう、この原則だけは堅持してまいる、こういうことであります。

○吉田委員長 関連質問を許します。有馬輝武君。

○有馬委員 大蔵大臣、藤田君は、仮定ではありますけれども、現在までの経済成長率、それから予算規模、すべて過去の実績に基づいた話をしておるわけですか。だから、奇想天外なことを言っておるわけではなくて、すべて数字に基づいて、四十一年度はどうか、四十二年度はどうかという質問をしておるわけでありまして、ただ架空の話でものを言っておるのじゃないのです。ですから、大蔵大臣のほうも御親切に、具体的な数字に基づいてお答えをいただきたい。はたで聞いておりましてかみ合っております。これは困りますよ。そうでしょう。

○藤田(越)國務大臣 かみ合わないはずなんです。それはかみ合わすべき私のほうのものさしはまだきまつていない。そこでかみ合わない。ですから、皆さんが考えておる点は、四十一年度になつたら経常財源を公債でまかなうおそれがあるのじゃないかということをお願いしておるのではないかと私は思います。それは絶対にはたしませんということだけを申し上げている。私のほうのものさしと皆さんのほうのものさし、こういうわけですが、私のほうのものさしはまだきまつていないのです。

○有馬委員 何も藤田さんも佐藤総理も来年の予算編成だけでも内閣を投げ出すんだというわけじゃないのでしょうか。そうでしょう。それに、経済成長率について、それが幾らになるか、ときたまことしみたいな誤りをやるかもしれません。

それにしても一応の推計が立てられないという、そんな経済政策、財政政策はないですよ。そうでしょう。だから、その前提に基づいて藤田君の質問に答えてくださいということをお願いしているわけですよ。

○藤田(越)國務大臣 ですから、四十一年度の予算の御審議をお願いする際にはある程度のはつきり申し上げられると思うのです。ところが、四十一年度そのものがまだ固まらないのです。したがって、四十二年度を推計すべき基礎がないのです。ですから、四十二年度に発展するわけにはなかなかいかない、こういうことなんです。

○有馬委員 それじゃ佐藤内閣はその日暮しなんです。どうなんですか。

○藤田(越)國務大臣 その日暮しというわけじゃない。四十一年度予算を編成するといふ際には将来のことも見通してやらなければならぬ、私はそういう必要があると思います。いろいろいま検討しております。検討はしておりますが、まだ固まらないというのです。そのことを申し上げておるのです。

○有馬委員 すべてコンクリートになった、その上で答弁してくださいということをお願いしておるのじゃないのです。固まらない過程において、当然政府でわかっていること、それに基づいて答弁をしてくださいと、藤田君はきわめてあたりまえの質問をされているのです。常識論です。常識論に対しては常識論の答弁をしてください。

○藤田(越)國務大臣 ですから、常識論とすれば、私は経常歳入をもつて経常歳出をまかないます、これは御心配ないようお願いいたします。こう言っておるわけでありまして。

○藤田(高)委員 大臣の御答弁というものは、これはいつの時代に、いつどこで大臣になろうとも、いま言うようなことを言っておけば当たりさわがないと思うのです。ですから、これはある意味においてはこれだけ非常に不まじめな答弁はないと思ひます。そこで、私は時間の関係で——私のほうの時間

はかまわぬが、大臣の時間の制約があるようですから委員長に特別お許しを得て約四、五分時間をいただきましたと思うのですが、この問題について一つの締めくくりのことを質問いたしたいと思ひます。

私は非常に残念に思いますのは、政府は安定成長に入らんだ、こうおっしゃっている。私は安定成長というのはいまの予算編成がまだ固まっていけないでしょう。最終的には固まっていけないけれども、もう今日段階においては四十一年度の予算はこうなります、減税はこの程度にしたいと思ひます、少なくとも二年、三年の見通しについては、政府はこういう経済政策なり公債政策——公債政策の是非は別として、公債を発行するという立場の政府としてはこうやりたいと思ひますという、そういうものが国民の前に提示されることが私は安定成長だと思ひます。そういうことが提示されないで、経常歳入で経常歳出をまかなうんだ、こういう通り一べんな御答弁というものは、国民に対してはなほだ不親切な態度である。というのは、私はけちをつけるわけじゃないですけれども、この一年間、この大蔵委員会における政府の財政処理のやり方はどうですか。まったくちゃんばらじゃないですか。今日このように公債を発行しなければいけないというふうな状態が生まれてくるのであれば、あの財政法の六条のごときは、二分の一を五分の一に切り下げたりするのではなくて、二分の一を少なくともそのまま確保すべきですよ。そういうことをしない。そうして例の国税収納金整理資金の規則についてはどうでしょう。これも国会審議が終わった三月三十一日に規則改正をやつて、かれこれ六百億円の金を四十年で計算をしておるものを三十九年度で繰り上げて決算をする、こういう、いわば便宜主義、極論をすれば、思ひつきによつて財政運営、財政のつじつまを合はせておると思うのです。そういう不定見なことでは、われわれ国民は政府のやることに信頼を置いていいのかどうかかわからないと思ひます。私は時間がありませんので、この

点は後刻時間がございましたらこの次をやらしてもらおう、こういうことに留保しておきたいと思ひます。

そこで最後に、私はいまの御答弁を聞いてたいへん残念に思ひますが、結局、七千億円という来年度の公債のワケをきめたのは、本会議における平岡議員の質問にありましたように、藤田大蔵大臣は財政法四條のワケ内において公債を発行するのだ、この七千億円というものの出どころは、公共事業、出資金、貸し付け金、こういうものを拾つてみますと、大体そのワケというものは七千億円になります。ですから、実は来年一兆円の公債を発行したいのだということになれば、いわゆる四條のワケをはみ出るのじゃないかということ、四十二年には今度は穴があいてきて、赤字公債を出さなければいけません。どちらになつても、早いかおそいか、これは赤字公債を出さなければならぬ。これは赤字公債を出さなければならぬ。四條のワケ外に出る。これは赤字公債を出さなければならぬ。この点だけは厳格に申し上げておきたいと思ひます。そういう点からいいますと、その赤字要因が出るような大きな公債を発行した場合に、今日政府保証債というものが四十年度において三千六百億円、その他電力等事業債が三千九百億円、こういうものを来年もそれ以上に出していきましようが、そういうものを合算していきましよう、政府は公債を発行して銀行団に引き受けをさせるのだといつておりますが、はたしてそういうものが銀行団だけで消化できるかどうか。しかも現在、都市銀行を中心として政府保証債を相当多く持つております。現在の預貸率から見ましても、先ほど試算を申し上げましたが、そういう要素を入れて公債を市中消化できなくなつて、この公債自身をストレートで日銀には持つていかないかもしれないけれども、もう余しかげんになつて政府保証債というものをワンステップの形で私は日銀に持ち込んでいくと思ひます。そういうふうには持ち込んでいけば、大蔵大臣

は、インフレは起こらないと言われておりますけれども……。

○吉田委員長 藤田委員に申し上げますが、約束の時間がずいぶん超過しておりますから……。

○藤田(高)委員 そういふ過程を通じて、私は赤字公債がインフレになる要因を多分に含んでおると思うのでありますが、それについての大臣の見解を承りたいと思います。

○福田(赳)國務大臣 国債の消化ということは、国債だけが消化できればいいということじゃないのであります。そのほかに政府保証債もあれば地方債もある、事業債もある。それらを含めまして、みんなが順調にいくという意味においての国債の消化であります。そういう点は十分計画的に、そのないようにはいたしていきたい、こういう考えでございます。それで、今後経済が成長するに伴いまして日本銀行の通貨は私はふえていくと思ひます。ふえていきますが、これは適正な成長通貨としての性格を堅持していきたい、こういう考えであります。

○藤田(高)委員 大臣の時間の関係がありますので、私はいま最後に質問をしました点については、私自身の主張もたいへんはしよって結論的なことを申し上げたので、この点については、質問の機会を留保した形で、一応質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 次会は明二十六日午前十一時より理事会、十一時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十分散会

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局